

第 6 次 白老町総合計画 (素案)

共に築く希望の未来

しあわせ感じる元気まち

— 最 終 案 —

令和 2 年 3 月
白 老 町

目 次

第1部 総論

第1章 計画の概要 ······	2
第2章 計画策定の背景 ······	6

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの方向性 ······	16
第2章 まちづくりの基本方針 ······	19
第3章 基本構想の体系 ······	22

第3部 基本計画

第1章 基本計画の概要 ······	24
第2章 重点プロジェクト ······	25
第3章 基本計画の体系図 ······	31
第4章 分野別計画 ······	32

1 生活環境 ~人と自然が共生した、安全で住みよい生活環境のまち~

1-1 身近な安全 ······	36
1-2 防災・減災 ······	38
1-3 消防・救急 ······	40
1-4 環境美化・衛生 ······	42
1-5 循環型社会形成 ······	44
1-6 住環境 ······	46
1-7 公共交通 ······	48
1-8 道路 ······	50
1-9 上下水道 ······	52
1-10 地域情報化 ······	54

2 健康福祉 ~思いやり、支え合い、みんなが元気で暮らせる健幸のまち~

2-1 健康づくり ······	58
2-2 地域医療 ······	60
2-3 子ども子育て ······	62
2-4 地域福祉 ······	64
2-5 高齢者福祉 ······	66
2-6 障がい者（児）福祉 ······	68

3 教育文化 ~豊かな心を育み、生きがい感じる学びのまち~

3-1 学校教育	72
3-2 社会教育	74
3-3 芸術文化	76
3-4 スポーツ	78
3-5 民族文化	80
3-6 人権	82

4 経済産業 ~魅力と活力にあふれ、賑わいが生まれる産業のまち~

4-1 産業連携・雇用	86
4-2 港湾	88
4-3 商工業	90
4-4 観光	92
4-5 農林業	94
4-6 水産業	96

5 地域自治 ~共に生き共に創る、町民主役のまち~

5-1 地域活動	100
5-2 交流・連携	102
5-3 行財政運営	103
第5章 計画の実現に向けて	106

第4部 資料編

第1章 計画策定の軌跡	110
第2章 町民参加プロセス	116
第3章 卷末付録	120

■第6次白老町総合計画

総論

第1章 計画の概要

第2章 計画策定の背景

1 計画策定の趣旨

本町は、昭和52年に策定した第1次計画を皮切りに、これまで5度にわたり総合計画を策定し、まちの将来像の実現に向けた施策を展開してきました。

第1次
昭和52年度～昭和61年度

第2次
昭和62年度～平成5年度

第3次
平成6年度～平成15年度

第4次
平成16年～平成23年度

第5次
平成24年度～平成31年度



第6次
令和2年度～令和9年度

平成23年9月に策定した第5次白老町総合計画では、「みんなの心つながる笑顔と安心のまち」を将来像に掲げ、計画的かつ健全な財政運営に努めながら、小中学校の統廃合や食育防災センターの建設等、教育環境の改善をはじめ、民族共生象徴空間（ウポポイ）や地方創生に資する様々な事業のほか、町民の安全・安心を守るために生活基盤の整備や、災害に強いまちづくり等に取り組み、一定の成果をあげることができました。

しかしながら、本格的な人口減少社会の到来に加え、少子高齢化の急速な進行により税収の減少や社会保障費の増大、公共インフラの老朽化、地域コミュニティ機能の停滞など地域経済の縮小や地域活力の低下が懸念されるなか、今後においても町民の理解と協力を得ながら選択と集中による行財政運営を進めていかなければなりません。

年号が令和に移り、時代の転換期を迎えていたる今、本町がもつ自然、文化、人、産業といった魅力を最大限に活かしながら時代にあった新しいまちを具現化するために、町民のみなさんと一緒にまちづくりを進める指針として新たな総合計画を策定します。

2 計画の役割

（1）本町の自治の道標となる「まちづくりの羅針盤」

総合計画は、総合的かつ計画的に町政を運営するための重要な指針であり、自治基本条例第27条を根拠に策定するまちの最上位計画です。本計画は、まちの将来像の実現に向けた取り組みの方向性を示す「まちづくりの羅針盤」としての役割を担います。

また、各分野における個別計画は、本計画に基づいて策定され、自治基本条例第3条に定めた基本理念の実現に向けて取り組まれます。



(2) 町民と行政が協働して「まちづくりを行うための活動指針」

総合計画は、町民と行政が対話や交流を重ね情報共有を図り、信頼関係を築きながら互いの役割分担を明確にし、将来像の実現に向けて「まちづくりを進めていくための活動指針」としての役割を担います。

(3) 町外に本町の「まちづくりの意思を示す発信機能体」

総合計画は、国や北海道、近隣市町村など、関係機関に連携・調整を求めるために必要な「意思を示す発信機能」の役割を担います。

3 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3つの計画で構成し、目標年次を2027年度（令和9年度）とします。

■ 基本構想（8年）

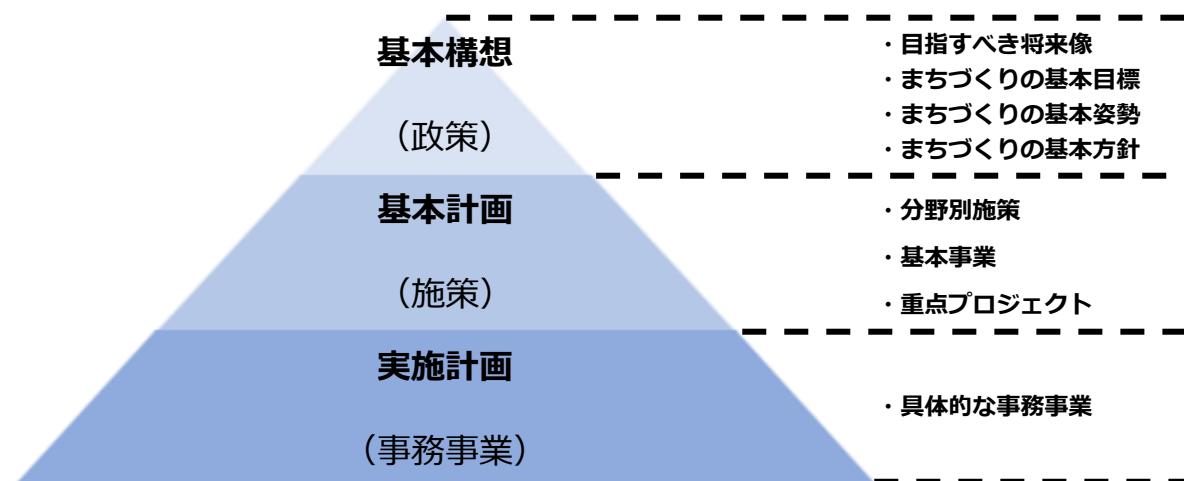
基本構想は、長期的な視点に立ったまちづくりの指針となるもので、目指すべき将来像を定め、その実現に向けた基本目標と基本姿勢及び基本方針を示すものです。

■ 基本計画（8年）

基本計画は、基本構想を実現するために行う施策や事業を体系化したもので、本町のまちづくりの基本的指針となります。また、町政を取り巻く社会情勢の変化や町長の任期との整合性等を考慮して中間年度（2023年度）で計画の見直しを行います。

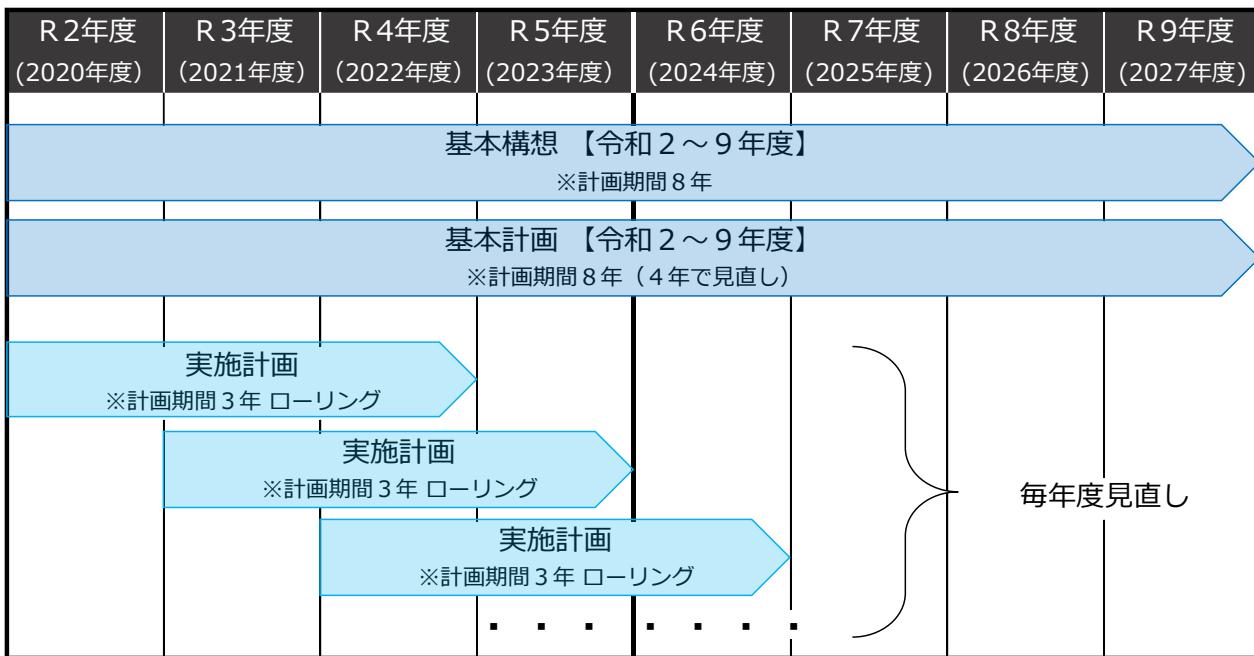
■ 実施計画（3年）

実施計画は、基本計画で示された施策を実現するために事業内容や実施期間を明らかにして、各年度の行財政運営を具現化するものです。社会・経済の変化に対応できるよう3ヶ年度を計画期間とした毎年度見直しのローリング方式により策定します。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、2020年度（令和2年度）から2027年度（令和9年度）の8年間とします。また、基本計画については、4年目（2023年度（令和5年度））に実施する評価・検証に基づき見直しを行います。



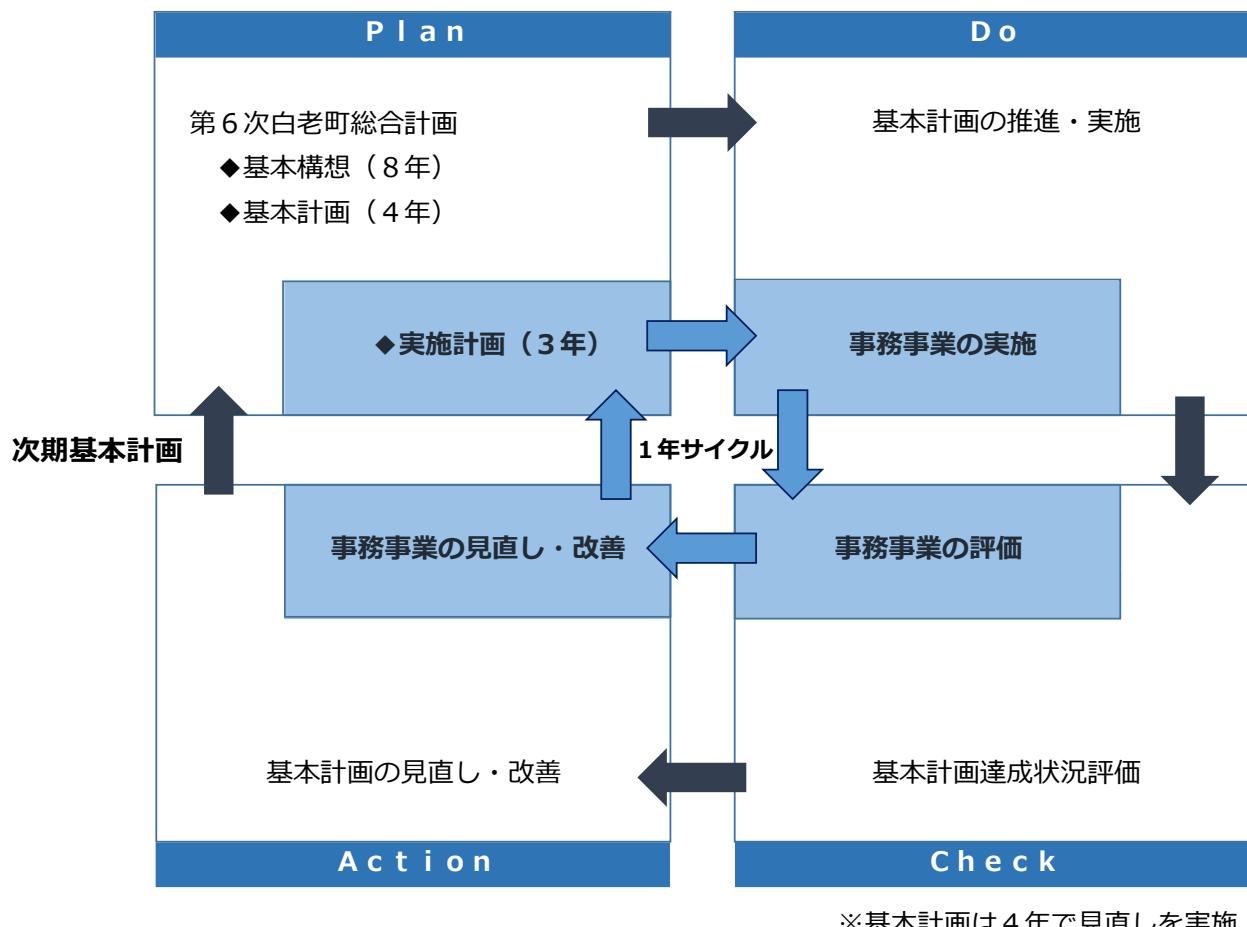
4 総合計画と総合戦略の関係性

総合計画と「白老町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図りながら、人口減少対策や地方創生に資する取り組みを連携させ、重点的に取り組むものとします。

5 計画の進行管理

基本計画及び実施計画については、P D C Aサイクルに基づく進行管理を実施し、各施策・事業等の取り組み内容について検証・見直しを行うことで計画の実効性を高め、効率的に推進していきます。

施策レベルの評価については、基本計画の見直しにあわせて行い、評価指標の達成度合を把握しながら計画の着実な推進を図ります。一方、事業レベルの評価は、毎年見直しを行う実施計画の中で行い、その結果を次期計画に反映させます。



Plan (計画)	Do (実施・実行)	Check (点検・評価)	Action (処理・改善)
政策目標の設定、施策・事務目標の設定	施策・事務の予算化・実施	評価指標の達成状況調査、事業評価による効果測定の実施	評価指標の達成状況及び事業評価の効果測定結果を踏まえた見直し・改善の実施、次期計画への反映

1 まちを取り巻く状況

(1) 時代の潮流

① 人口減少・少子高齢化の進行

日本の総人口は、2008年（平成20年）の1億2,808万人をピークに減少しはじめ、少子高齢化の進行を背景とした本格的な人口減少時代に突入しています。

2017年（平成29年）4月に公表された「国立社会保障・人口問題研究所（社人研）」の将来推計によると、2053年（令和35年）の人口は1億人を下回ると予測されています。また、総人口が減少を続けるなか、65歳以上の高齢化率は上昇し、2036年（令和18年）には約3人に1人が高齢者になると推計されています。

人口減少・少子高齢化の進行は、経済活動の縮小、地域コミュニティの停滞、社会生活基盤の劣化など、地域活力全般にわたり大きく影響するものです。

本町では今、全国を上回るスピードで人口減少等が進んでいます。これからは、人口減少社会においても、将来にわたり持続できるまちが求められており、その実現に向けて、更なる地方創生の推進が重要となります。

② 経済社会の変化

経済のグローバル化の進行に伴い国際的な市場競争が激化するなか、製造拠点の海外移転・集約化等による国内産業の低迷や、経営効率化を背景とした雇用形態の多様化、賃金格差拡大等が社会問題となっています。

なかでも、労働市場における人材不足が顕著にみられるなど、労働需要に対するミスマッチの解消や、潜在労働力の就業促進等が求められています。

近年はIoTや人工知能など、第4次産業革命技術の研究開発等が進み、産業界が抱える「生産性向上」、「人手不足対策」等の課題をデジタルツール等の利活用により解決を模索する動きが高まってきています。

今後は、グローバル化や情報通信技術の進歩による産業構造の変化など、国の動きを注視しながら、本町においても地域資源等を活かした産業振興等に取り組み、まちの魅力や活力を向上させていくことが求められます。

③ 安全・安心意識の高まり

近年、巨大地震をはじめ台風や集中豪雨などの自然災害が頻発・激甚化するなか、国土強靭化の考え方に基づく、災害に強いまちづくりが重要となっています。

また、日常生活においても特殊詐欺やインターネットによるトラブル、高齢者ドライバーによる事故など、社会情勢の変化に起因する新たな事件・事故が多様化・複雑化してきており、町民の安全・安心の確保が一層強く求められています。

こうした状況において、誰もが地域で安心して暮らすためには、行政による「公助」はもとより住民や地域の協力による「自助」、「共助」の取り組みがますます重要となっていくことから、地域のつながりを強化した安全・安心のまちづくりが求められます。

④ 価値観やライフスタイルの多様化

社会の成熟化に伴い、近年、価値観やライフスタイルが多様化し、物質的な豊かさだけではなく心の豊かさを重視する方向へと変化しています。

また、男女共同参画やノーマライゼーション、多文化共生など、多様な価値観や個性を尊重し、共生することの重要性も高まってきています。

一方、地域社会においては、単身世帯の増加、核家族化による家族機能の低下が進み、地域や世代間交流機会の減少も伴って地域コミュニティの弱体化が問題視されています。

今後は、本町においても地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進しながら、地域全体に思いやり、助け合い、支え合いの心を浸透させていくことが求められます。

⑤ 厳しい財政状況への対応

本格的な人口減少社会への突入による、生産年齢人口の減少に伴う税収減や高齢化の進行による社会保障費の増大など、国や地方を取り巻く財政状況はより一層厳しくなるものと予測されています。

加えて、我が国の社会資本ストックの多くが高度成長期に集中整備されたもので、老朽化の解消や更新等に要する財政負担が、全国的に大きな課題となっています。

本町においても人口減少等を背景に、厳しい財政状況への対応が求められており、今後は、歳入増加や歳出抑制をはじめ公共施設等の適正配置、自治体間の広域連携等を推進させながら、限りある財源の中で持続可能な行政サービスを提供することが求められます。

⑥ SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発指針であり、国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて経済、社会及び環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取り組みが示されています。

我が国においては、2016年5月にSDGs推進本部を設置し、同年12月に実施指針を定め、自治体レベルでの普及促進を図っていることから、本町においても国とともにその達成に向けた取り組みを推進していくことが求められます。



(2) まちの動向

① まちの概要

大正8年（1919年）、2級村制の施行とともに、社台・敷生・白老の3つの村が合併して白老村となり、その後、昭和29年（1954年）に町政が施行され、現在の白老町となりました。

北海道の南西部に位置する本町は、東は苫小牧市、西は登別市に隣接し、南は太平洋を臨み、北は支笏洞爺国立公園区域に属する山岳地帯が広がっています。

行政面積は425.64km²、町域としては東西28km、南北26.4kmと広大で、総面積の約75%が森林に囲まれ、その中には全国でも屈指の透明度を誇る俱多楽湖や、水質日本一の白老川、日本の滝百選に認定されたインクラの滝などが存在し、良質な水資源にも恵まれています。

また、国の重要湿地に、俱多楽湖をはじめ、ホロホロ湿原、ヨコスト湿原が選定されているほか、重要里地里山に、萩の里自然公園とウヨロ川周辺が指定されるなど、多種多様な動植物の生息・生育地として、大切に守り継がれています。

本町の産業は製紙業や食品製造業などの第2次産業を中心に、畜産業や水産業などの第1次産業、温泉資源をはじめとした観光関連産業などの第3次産業がバランスよく構成されています。

特に豊かな自然に育まれた多彩な食材にも恵まれ、全国ブランドとして成長している白老牛や虎杖浜たらこのほか、生産量が全道トップクラスの鶏卵、シイタケ、前浜産の毛ガニや鮭、エビなど、「食材王国しらおい」として本町の魅力を広く発信しています。

また、本町は、古くからアイヌの人々がコタン（村）を築くなど、アイヌの歴史や文化が息づくまちとして発展してきており、町名もアイヌ語で、「虻・多き・ところ」 = 「シラウ・オ・イ」や、「シララ・オ・イ」 = 「潮汐・多き・ところ」等の意味があるとされています。

2020年4月24日には、国家プロジェクトとして、アイヌ文化の復興・発展のための拠点となるウポポイがポロト湖畔に開設します。

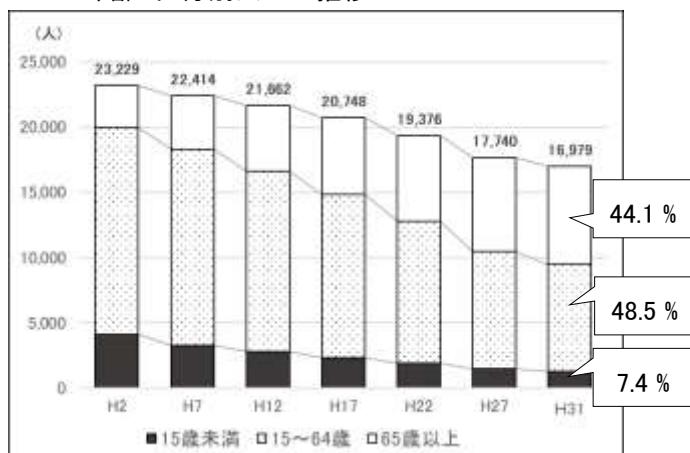
ウポポイの開設を契機に外国人をはじめ多くの往来がこれまで以上に予測されることから、多文化共生のまちづくりをさらに進め、価値観の異なる人や多様性と共生し、活力ある暮らしを形成する地域社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

② 人口・世帯の状況

本町の人口は、1985年（昭和60年）の24,353人をピークに減少に転じ、転出者が転入者を上回る社会減に加え、死亡者数が出生者数を上回る自然減が続き、2019年（平成31年）には16,979人と、35年間で7,374人の減少となっています。

また、出生数の低迷に伴い、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）が減少している一方、老人人口（65歳以上）は増加し、2019年（平成31年）の高齢化率は44.1%と、全道平均より高くなっています。

■年齢3区分別人口の推移

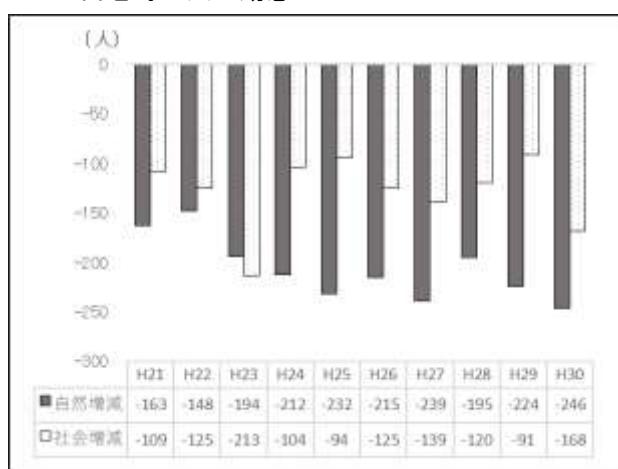


■地区別人口のH22-H31 対比

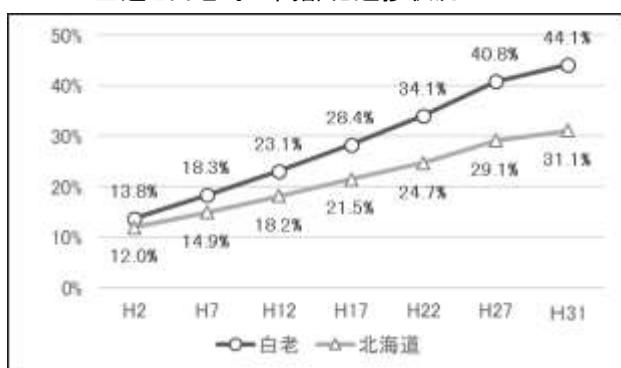
	H22	H31	増減率
社台地区	938 人	768 人	-18.1%
白老地区	8,885 人	7,596 人	-14.5%
森野地区	4 人	0 人	-100.0%
石山地区	1,086 人	940 人	-13.4%
萩野地区	2,839 人	2,401 人	-15.4%
北吉原地区	2,166 人	1,871 人	-13.6%
竹浦地区	2,257 人	1,913 人	-15.2%
虎杖浜地区	1,764 人	1,490 人	-15.5%
合計	19,939 人	16,979 人	-14.8%

資料:住民基本台帳 ※基準月:1月

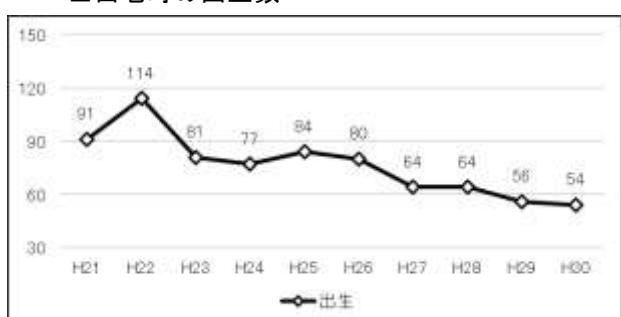
■白老町の人口動態



■全道と白老町の高齢化進捗状況

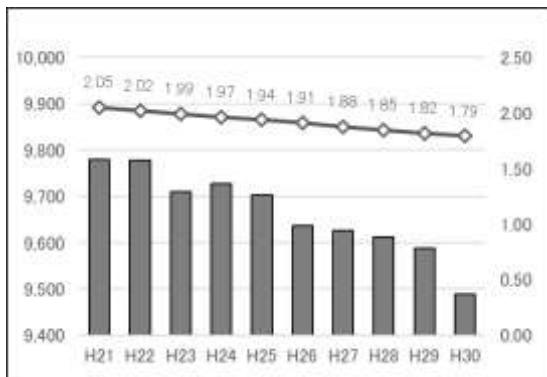


■白老町の出生数



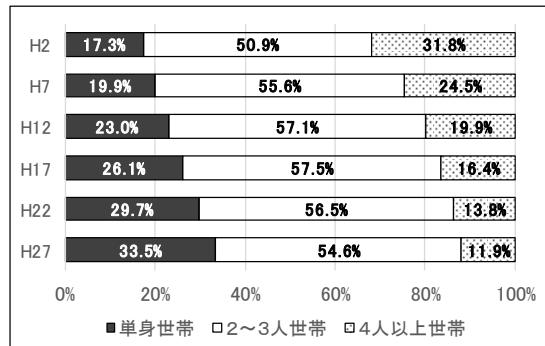
本町の世帯数は人口減少に伴い減少し、1世帯当たりの人員数（平均世帯人員数）についても減少傾向にあります。また、世帯構成をみると単身世帯の割合が高まってきており、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

■世帯数・平均世帯人員数の推移



資料:住民基本台帳 ※基準月:10月

■世帯構成割合の推移



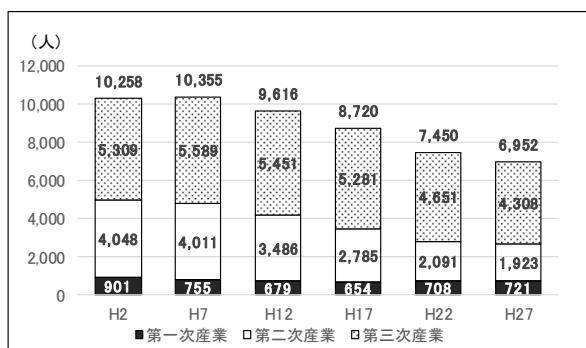
資料:国勢調査 ※基準月 10月

③ 産業の状況

本町の基幹産業である工業の製造品出荷額等は2013年(平成25年)以降、食料品やパルプ・紙製品の出荷の伸びにより増加していますが、就業者数は人口減少のあおりを受け、減少傾向にあります。また、産業別就業者数をみると、第2次産業の就業者が大きく減少し、第3次産業の人口割合が高くなっています。

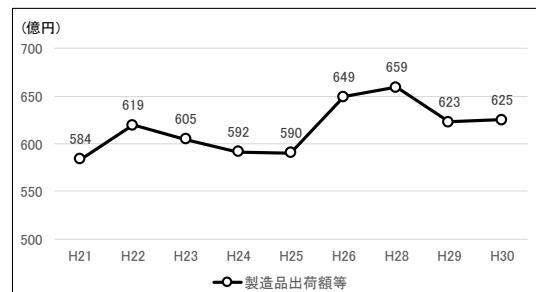
1次産業においては、近年、企業農家等の進出により農家就業者数の増加がみられます、個人経営の農家・漁家については、依然として高齢化が進み、後継者不足が懸念されます。

■産業別就業者数の推移



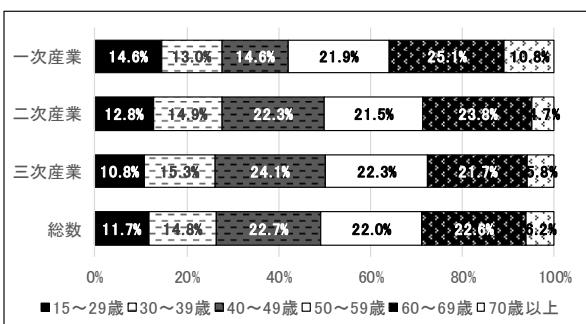
資料:国勢調査 ※基準月 10月

■製造品出荷額等の推移



資料:工業統計(基準月:1月)・経済センサス(基準月:7月)

■産業別年齢階層別就業者の構造



資料:国勢調査 ※基準月 10月

■1次産業就業人数の推移

	農家就業 人口	漁家就業 人口	林業就業 人口
H2	370 人	446 人	85 人
H7	346 人	367 人	42 人
H12	326 人	307 人	46 人
H17	325 人	279 人	50 人
H22	398 人	268 人	42 人
H27	414 人	258 人	49 人

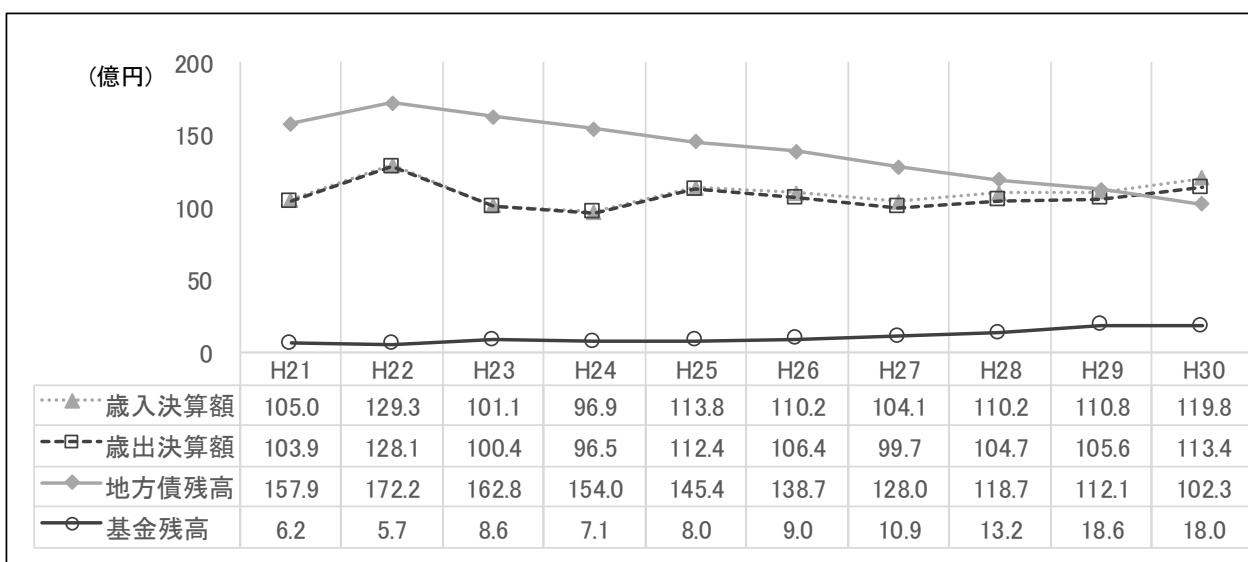
資料:国勢調査 ※基準月 10月

④ 財政の状況

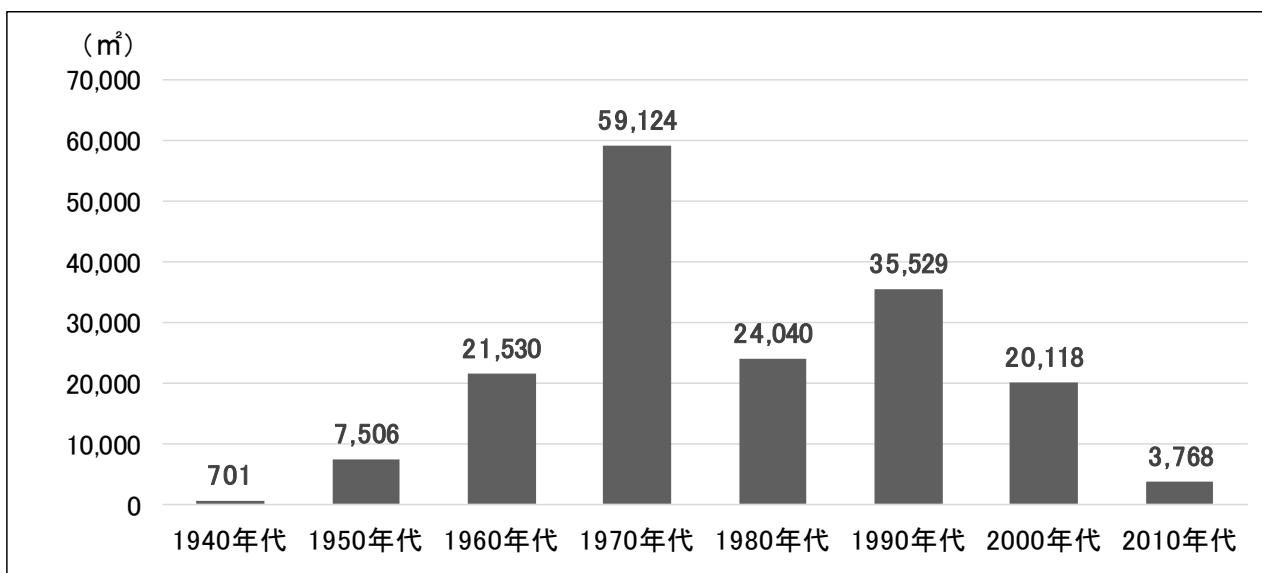
本町の歳入歳出決算額（一般会計）は年度によって多少の変動があるものの概ね100億円前後で推移しています。過去に危機的な財政状況にあったものの、健全化計画の策定、実行により、地方債残高（まちの借金）については、平成23年度決算の163億円から102億円まで減少し、基金（まちの貯金）についても18億円まで増加するなど、本町の財政状況は徐々に改善しています。

しかし、近年の人口減少や少子高齢化の進行により、将来に向けて税収の減少が懸念されるなか、社会保障費等の増加や公共インフラ等の更新など、歳出の増加が見込まれることから、本町の財政状況は一層厳しくなるものと予測されます。

■決算額等の推移(一般会計分)



■公共施設の築年別延べ床面積



(3) 町民の声

本計画の策定にあたり、町民の声を把握するため様々な町民参加プロセスを実施しました。その概要については次のとおりです。

中学生アンケート

- 「まちが好き」（愛着度）が8割以上を占める。
- 「住みやすい」（居住評価）が6割以上を占める。
- 「将来も住み続けたい」（定住意向）が約5割を占める。
- まちの自慢は「白老牛とたらこ」、「アイヌとウポポイ」

高校生アンケート

- 「まちが好き」（愛着度）が5割以上を占める。
- 「住みにくい」（居住評価）が5割以上を占める。理由は、交通の便が悪いこと、店舗が少ないとこと等があげられる。
- 「将来、住みたくない」（定住意向）が3分の2を占める。理由は、魅力ある雇用の場がないこと等があげられる。
- 町外通学者については、「白老町への親しみ」は5割近くあるものの、「将来、白老町に住みたい」と回答したものは皆無であった。理由は、商業施設等の少なさがあげられた。

まちづくりワークショップ

- 日常生活における足の確保への不安感
- 空き家・空き地の増加による防災・防犯上の不安の高まり
- 高齢者に対する在宅医療の充実
- 子育てしやすい医療体制の整備
- 子育て世代に対する包括的な支援体制の構築
- 児童生徒の減少に伴う、部活動等の停滞
- 若者への魅力ある雇用の場の創出、担い手不足の深刻化
- 地域資源の磨き上げ、周遊性向上に資する取り組みの強化
- 地域コミュニティの活性化、若い世代の参画促進
- 身の丈にあった健全な財政運営 など

顧客満足度分析（CS分析）

- CS分析から、「住み良い（満足）＝住み続けたい」まちづくりを進めるために、改善が必要となる施策は以下の4つ。
 - ①子育て・教育環境の充実
 - ②健全な行財政運営
 - ③公共交通の充実
 - ④快適で安全な住環境づくり

まちの課題

安全で住みよい
住環境づくり

日常生活における
住民の足の充実

若い世代に対する
魅力ある
雇用の場の創出

地域医療の充実

労働市場における
人材不足の解消

切れ目ない
子育て環境の充実

地域コミュニティの
活性化

健全な財政運営

まちの課題

まちの強靭化

移住・定住促進

健康寿命の延伸

郷土愛の醸成

文化・スポーツ
振興まちの魅力
発信強化ウポポイ等を
起爆剤とした
まちの活性化持続可能な
まちづくり**団体ヒアリング**

- 子育てママ～子どもの将来に対する考え方
子育て環境の更なる充実、緊急時の医療体制への不安
- 外国人定住者～日常生活で不便に感じること
情報発信のあり方が不十分（多言語対応）
- 役場若手職員～地域との関り方に対する考え方
地域との関りの希薄さが課題
- 移住者～外から見た白老町の強みと弱み
地域資源を活かしきれていない、情報発信が不十分
- 若手事業者～まちの将来に対する考え方
地域衰退に対する強い不安感、担い手不足の深刻化
- 1次産業（畜産）～1次産業の将来に対する考え方
ブランド化の推進、特産品の魅力発信の強化
- 1次産業（漁業）～1次産業の将来に対する考え方
将来の漁業への危機感、担い手不足の深刻化
- 町内会～町内会における今後の課題と取り組み
地域コミュニティの活性化、若い世代の加入率の向上

町民意識調査

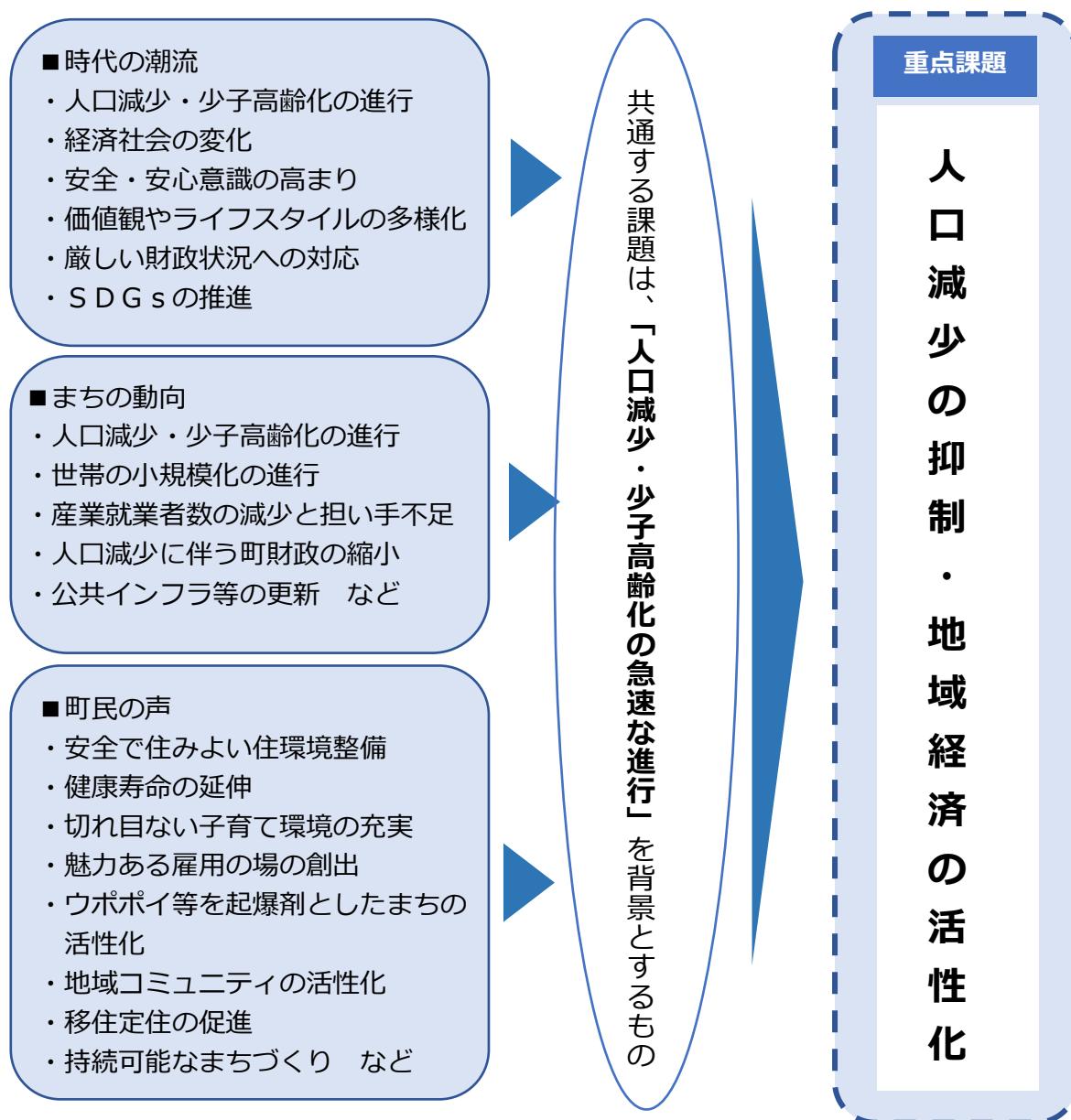
- 「まちが好き」（愛着度）が6割近くを占める。
- 「住みやすい」（居住評価）が4割近くを占める。
- 「将来も住み続けたい」（定住意向）が5割以上を占める。
- 生活環境において、公共交通の充実、防災意識の向上、安全で快適な公共インフラの整備等が課題としてあげられる。
- 健康福祉において、地域医療の充実、健康寿命の延伸、地域での支え合いの強化等が課題としてあげられる。
- 教育・生涯学習において、郷土愛の醸成や文化継承の担い手育成、スポーツ振興等が課題としてあげられる。
- 産業において、魅力ある産業づくり、人材育成・確保、誰もが働きやすい環境づくり、ウポポイ等を起爆剤とした観光振興等が課題としてあげられる。
- 自治において、地域コミュニティの活性化、健全な財政運営、持続可能なまちづくり等が課題としてあげられる。

小中学生まちづくり標語

- 奏でよう未来 豊かな心で 白老町
- つくろうよ 協力し合い 支え合い 思いがあふれる白老町

(4) まちづくりの重点課題

計画策定の背景となる時代の潮流や、まちの動向、町民の声から、これからの中町のまちづくりにおいて解決していくべき重点課題を整理します。



人口減少・少子高齢化の進行を背景に本町において様々な問題が生じています。

地域の活力を左右する人口の増減は、すべての施策において大きく関わるものであり、人口減少に対応する取り組みの優先度は極めて高くなっています。また、町財政の縮小も懸念されるなか、積極的に投資すべき施策を絞り込み、集中的に実行することも必要です。

のことから、人口減少を抑制して、本町の持続的な発展のために、最も期待できる施策を「重点プロジェクト」に位置付け取り組むものとします。

■第6次白老町総合計画

基本構想

第1章 まちづくりの方向性

第2章 まちづくりの基本方針

第3章 基本構想の体系

1 白老町のめざす将来像

(1) まちの将来像

「まちの将来像」とは、本町のこれからまちづくりの方向性やめざす姿を明らかにするものであり、町民とともにまちづくりを進めていくための共通目標となるものです。

まちづくりの基本理念を踏まえて、8年先を見据えた本町がめざすべき将来像を次のとおり設定しました。

また、この将来像は町民意向（町民参加プロセス）による本町のイメージや自治基本条例の基本理念及び前総合計画からの継続性を勘案し、今後のまちづくりに込めた思いを表現しています。

将来像

共に築く希望の未来 しあわせ感じる元気まち

社会の成熟化に伴うライフスタイルや価値観の多様化をはじめ、人口減少、少子高齢社会など、かつて経験したことがない時代を迎え、私たちは、時代の大きな転換期におかれています。

このような状況において、将来にわたりまちを持続的に発展させていくためには、人と人とのつながりを大切にしながら、みんなで協力し、共にまちを創り上げていくことが大切です。

これからの未来への道は、決して平坦なものではありません。しかし、「みんな」で知恵を出し合い、力を合わせて、「築いて」いくことで、その先には、「希望」にあふれた輝かしい「未来」が待っているものと信じています。

“オールしらおい”で未来創造に向けた歩みを進め、町民みんなが「元気」に満ちあふれ、日々の暮らしの中で「しあわせ」を実感できるまちづくりをめざしていきます。

(2) 将来目標人口

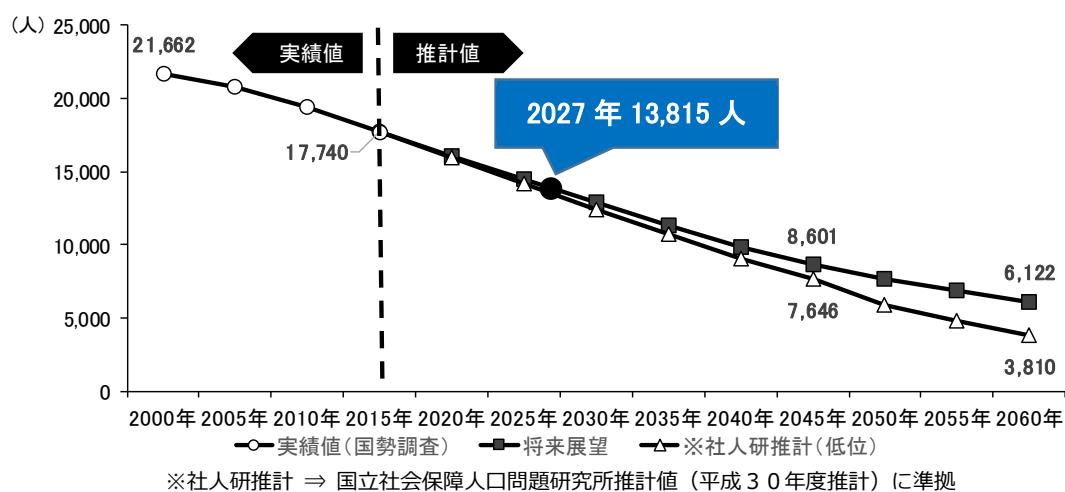
将来目標人口は、まちの将来の姿を示す基本的な指標であり、今後の行政サービス量を設定するために必要なものとなります。

そのため、「白老町人口ビジョン（2060年まで将来推計人口を示したもの）」における将来展望をもとに、計画の最終年度となる2027年（令和9年）の目標人口を次のとおり設定します。

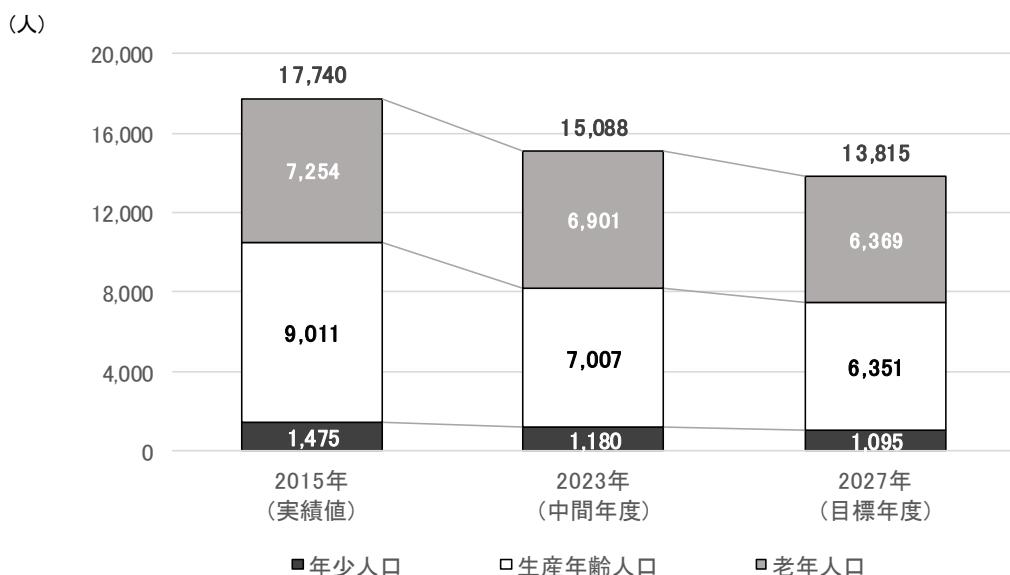
目標人口

2027年（令和9年） 13,815人

■ 将来人口の見通し



■ 計画期間の目標人口



2 まちづくりの基本目標

まちの将来像である「共に築く希望の未来 しあわせ感じる元気まち」を実現するため、次の3つを基本目標に定めます。

基本目標①

共生共創の実現

すべての町民が、これまでの多様で豊かな文化や様々な人々との共生を尊重する理念（多文化共生）を継承し、相手の価値観を認め合い、互いに受容し合える地域性を育みながら、まちの課題解決に向けて共に考え、行動し、新たな価値を創り出す共生共創のまちをめざします。

基本目標②

幸福感の醸成

成熟社会にある現代において、幸せを測る尺度が物質的な豊かさだけではなく、心の豊かさも重視する方向へ変化しています。人口減少・少子高齢化社会が進むなか、心の豊かさを育み、すべての人がそれぞれの幸せを実感できるよう、自己実現がしやすく、幸福感を高め合えるまちをめざします。

基本目標③

まちの魅力向上

これまで築いてきたまちの良さを大切に守り育てながら、新しい魅力を創っていくことでまちの活力を高め、賑わいと交流を生み出し、50年後も100年後も、誰もがここに「住みたい」、「住み続けたい」と感じてもらえるような魅力あふれるまちをめざします。

3 まちづくりの基本姿勢

まちづくりの3つの基本目標を実現するために留意すべき、2つの基本姿勢を以下に示します。

基本姿勢①

協働によるまちづくり

自治基本条例との連動性を確保しながら、まちづくりの主体である町民と行政が、ともにまちづくりの目標を共有し、それぞれの役割と責任のもと、同じ視点に立って連携・協力する、情報共有と参加型の協働のまちづくりを進めていきます。

基本姿勢②

持続可能なまちづくり

行政と地域団体等が中長期的なビジョンを共有し、課題に的確に対応した人づくり、組織運営に取り組みながら、限られた資源を効率的・効果的に活用することで、将来の世代に負担を残さない持続可能なまちづくりを進めていきます。

第2章

まちづくりの基本方針

1 まちづくりの基本方針

基本方針 1
生活環境
分野～人と自然が共生した、
安心で住みよい生活環境のまち～

豊かな自然環境を守り、人と自然との調和を図りながら時代に適応した住環境や効率的な都市基盤の整備を進めるとともに、利便性の高い公共交通体系の形成に努め、住みよいまちの実現を目指します。また、地域住民や関係機関等の連携・協力により、防災力や防犯力等を高め、誰もが安全・安心に住み続けられるまちづくりを進めます。

- ◆ 人と自然にやさしいまちをつくる
- ◆ 住みよいまちをつくる
- ◆ 犯罪や事故のない安全なまちをつくる
- ◆ 災害に強いまちをつくる

基本方針 2
健康福祉
分野～思いやり、支え合い、
みんなが元気で暮らせる健幸のまち～

健康づくりや介護予防の推進、地域医療の充実等を図りながら総合的な福祉体制の確立に努め、地域の中で支え合い、誰もが健康で幸せに暮らすことができるまちをつくります。また、安心して子どもを産み育てられる環境を整え、子育てを応援するまちづくりを進めます。

- ◆ 誰もが健康寿命を手にすることができるまちをつくる
- ◆ 互いに助け合い、支え合いのあるまちをつくる
- ◆ 高齢者が安心して暮らせるまちをつくる
- ◆ 障がいのある人もない人も尊重し合い、支え合うまちをつくる
- ◆ 安心して子どもを産み育てることができるまちをつくる

基本方針 3
**教育文化
分野**

～豊かな心を育み、生きがい感じる学びのまち～

誰もが生涯にわたって学び、生きがいをもって生活できるよう学校教育や社会教育の充実を図るとともに、スポーツや芸術を楽しむ機会や、地域の歴史や文化に親しみ学ぶ機会等を創出し、あらゆる世代が互いに高め合いながら心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

- ◆ 子ども達の確かな学力と生きる力を育むまちをつくる
- ◆ 生涯にわたって学び、生きがいをもって生活できるまちをつくる
- ◆ 歴史や文化を継承し、次代に広げるまちをつくる
- ◆ スポーツを楽しみながら、健やかに暮らせるまちをつくる
- ◆ 共生社会が息づくまちをつくる

基本方針 4
**経済産業
分野**

～魅力と活力にあふれ、 賑わいが生まれる産業のまち～

経営基盤の強化や担い手確保等に努めながら地域ブランド力を高め、産業振興を図ります。また、新産業の創出や企業誘致を推進し、雇用機会の拡大を図るとともにウポポイ等を起爆剤とした町内観光の振興に努め、賑わいが生まれ、活力のあふれるまちづくりを進めます。

- ◆ 農林水産業が安定的に営まれるまちをつくる
- ◆ 商工業が盛んなまちをつくる
- ◆ やりたい仕事が見つかるまちをつくる
- ◆ 多くの人が集まり、賑わいが生まれるまちをつくる

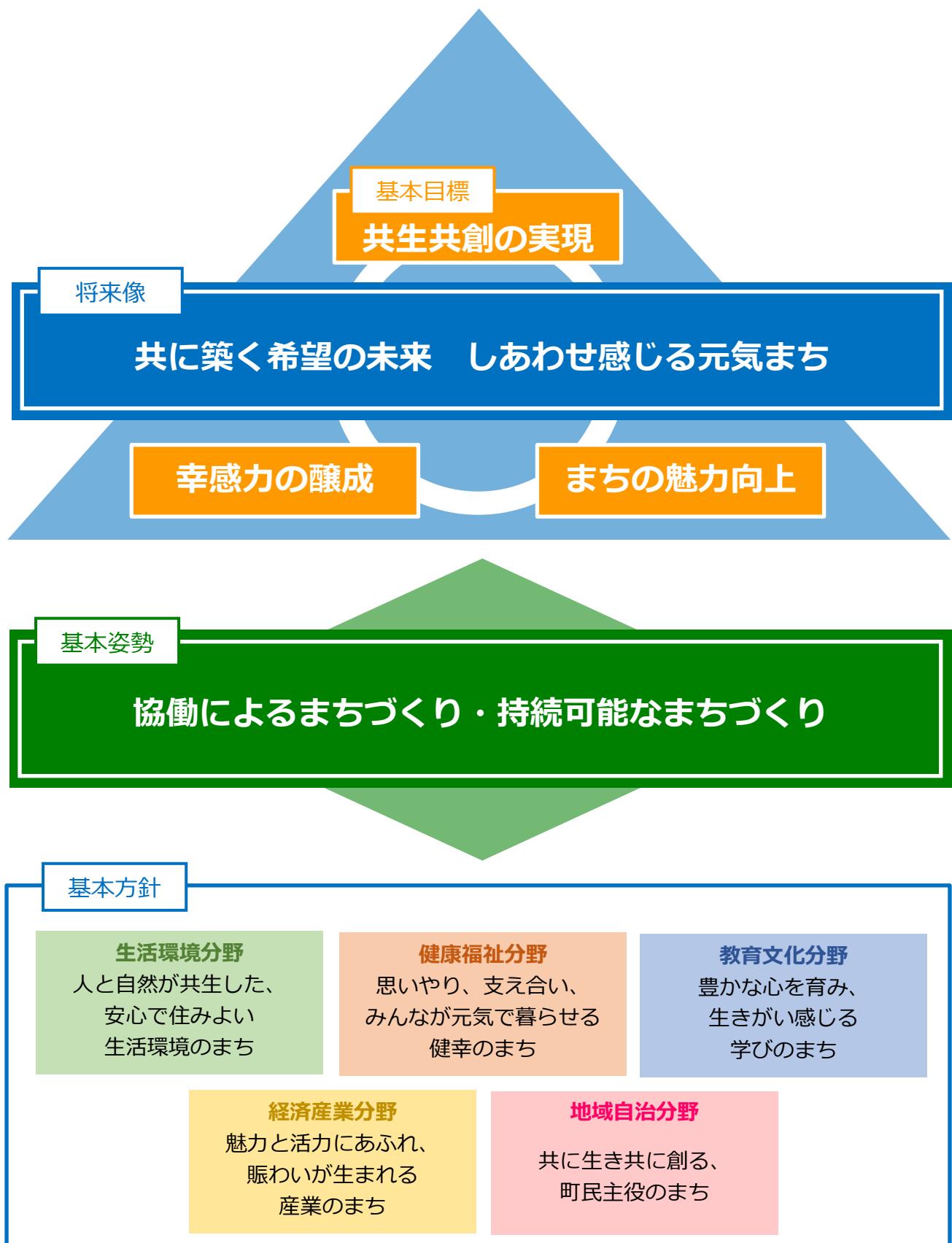
基本方針5
**地域自治
分野**

～共に生き共に創る、町民主役のまち～

町民の積極的な町政への参画や町民と行政の情報共有により相互の信頼関係を深めるとともに、誰もが互いに受容し合える地域性を育みながら、共に心豊かに暮らし、共にまちの未来を創る共生共創のまちづくりを進めます。また、効率的で効果的な行財政運営に努め、将来にわたり健全で持続可能なまちづくりを進めます。

- ◆ みんなが参画し、共生共創するまちをつくる
- ◆ 思いやりやつながりの輪が広がるまちをつくる
- ◆ 安定した財政運営で持続可能なまちをつくる

1 基本構想の体系



■第6次白老町総合計画

基本計画

第1章 基本計画の概要

第2章 重点プロジェクト

第3章 基本計画の体系図

第4章 分野別計画

第5章 計画の実現に向けて

1 基本計画の位置付け

基本計画は、基本構想で示したまちの将来像を実現するため、まちづくりの基本方針に基づいて、施策を体系的に整理し、方向性を示すものです。

2 基本計画の構成

基本計画は、すべての施策を体系的にまとめた「分野別計画」と、重点的かつ分野横断的に取り組む「重点プロジェクト」で構成しています。

「分野別計画」は、本町の町政運営を総合的に進めるための施策の方向性を示すものであり、「重点プロジェクト」は、総論で整理した本町の重点課題を分野別計画の中から重点的に進めるためのものです。

なお、分野別計画は、5つの分野、31の施策によって構成されており、その中から、重点的に取り組むべき施策を抽出・再編し、2本の柱と8つの個別施策からなる重点プロジェクトとして新たに位置付けます。

分野別計画（5つの分野）

3 1の基本施策

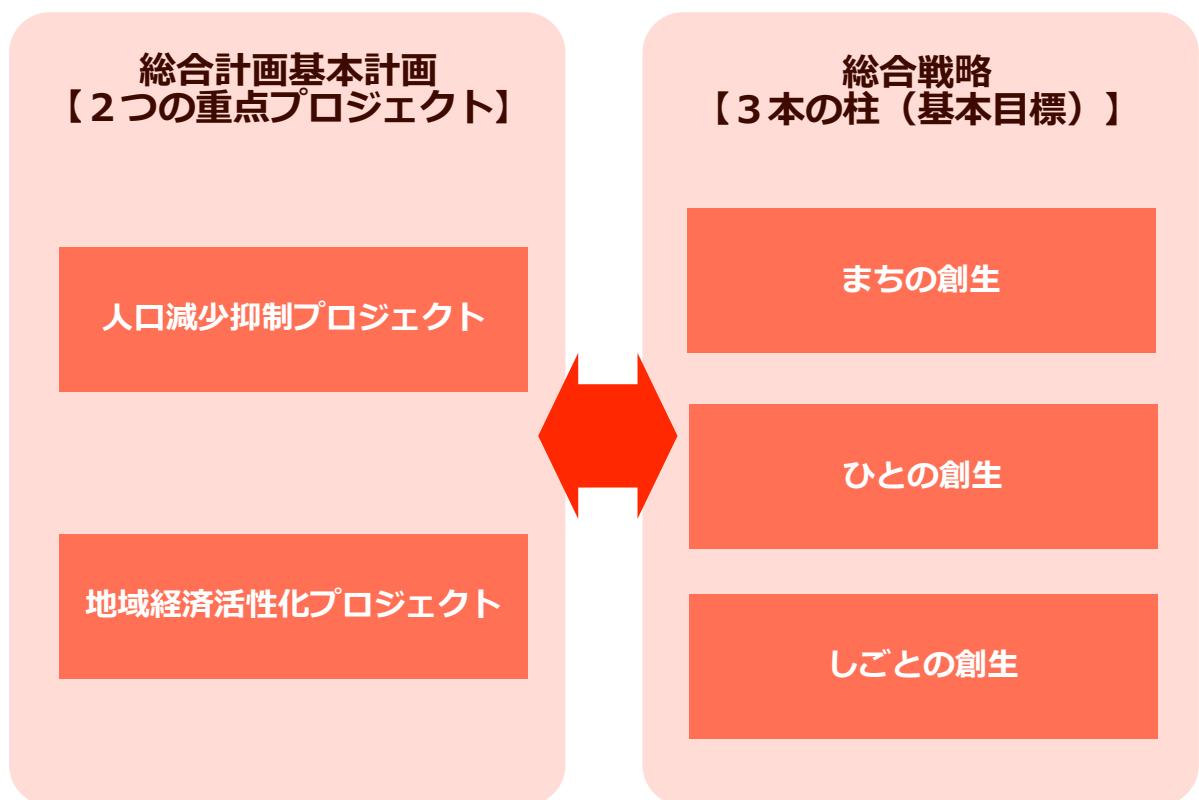
重点プロジェクト（2つの柱）

8つの個別施策

※3 1の基本施策から重点的に取り組むべき施策を抽出・再編し、新たに8つの個別施策として位置付けます。

1 重点プロジェクトの概要

「人口減少の抑制、地域経済の活性化」を実現させるには、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一緒にとなった取り組みが必要となることから、総合戦略の基本目標の考え方を踏まえ、以下の2つのプロジェクトを設定し、重点的かつ分野横断的に推進することとします。



重点プロジェクト1

人口減少抑制プロジェクト

重点プロジェクトのねらい

本町では、転出者が転入者を上回る社会減に加え、死亡者数が出生者数を上回る自然減が続いており、定住人口は減少傾向にあります。

この流れを抑制し、定住人口を維持し続けるためには、子育て環境の充実や健康長寿の延伸による自然減の抑制のほか、移住・定住の促進による社会減の抑制が必要であり、その生活基盤として、誰もが快適で安心して暮らせる住環境の向上や、そこに住む人の絆づくりが求められています。

以上のことと踏まえ、「切れ目ない子育て支援の強化」、「スポーツを通した健康増進と疾病予防の推進」、「人材還流と高齢暮らしの推進」、「安全で住みよい住環境の形成」、「地域の絆づくり」の5つを重点施策として取り組みます。

プロジェクト
指標

指標名	現状値	目標値
総人口	16,979 人 (令和元年)	13,815 人 (令和9年)
出所：住民基本台帳		
まちの愛着度	57.8% (令和元年)	70.0% (令和9年)
出所：町民意識調査		
居住評価	35.9% (令和元年)	50.0% (令和9年)
出所：町民意識調査		
定住意向	54.3% (令和元年)	70.0% (令和9年)
出所：町民意識調査		
完全移住者数	31 人/年 (令和元年)	40 人/年 (令和9年)
出所：しらおい移住・滞在交流促進協議会調べ		

個別施策**1 - (1) 切れ目ない子育て支援の強化**

子どもを持つことを希望する誰もが安心して結婚、妊娠、出産できるよう、また、子育て中の保護者が安心して子育てできるよう、子育て家庭への生活支援をはじめ、地域全体で子育てを支える体制づくりや、生きる力を育む学校教育の推進のほか、青少年の健全育成等に取り組み、子どもたちが健やかに育まれ、子育て世代に選ばれるまちを目指します。

主要な取り組み	事業：2-3-1 子ども・子育て支援事業の推進
	事業：2-3-2 子どもを産み育てやすい環境づくり
	事業：2-3-3 母子保健・福祉の充実
	事業：2-3-4 乳幼児期の教育・保育サービスの充実
	事業：2-3-5 支援が必要な児童への対応
	事業：3-1-1 学校教育内容の充実
	事業：3-1-2 特色のある学校づくりの推進
	事業：3-1-3 安心して学べる教育環境の充実
	事業：3-2-5 子ども・若者の健全育成

1 - (2) スポーツを通した健康増進と疾病予防の推進

健康長寿のまちを実現するため、生活習慣病の発症・重症化予防を推進するほか、町民が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境を整備するとともに、誰もが気軽に運動・スポーツに親しめる機会をつくり、町民一人ひとりの体力向上と健康増進を目指します。

主要な取り組み	事業：2-1-1 健康づくりの推進
	事業：2-1-2 健診・検診の充実
	事業：2-2-3 地域医療体制の充実
	事業：3-4-1 スポーツの振興

1 - (3) 人材還流と白老暮らしの推進

まちの魅力発信の強化や、移住の動機付けとなる支援等を推進するとともに、関係機関との連携により、移住後の不安を解消するための相談窓口等の充実を図りながら、新たな生活の場として移住希望者に選ばれるまちを目指します。また、本町で生まれ育った若者の、町内への定着や地方からの還流を図るために、郷土愛の醸成にも努めます。

主要な取り組み	事業：4-1-3 移住・定住の促進
	事業：3-1-2 特色のある学校づくりの推進（再掲）

個別施策**1 - (4) 安全で住みよい住環境の形成**

ゆとりある暮らしを支える生活基盤として、子育て世帯や高齢者等が暮らしやすい住環境の整備や地域公共交通サービスの充実を図るとともに、地域の防災力を高め、災害に強いまちづくりに取り組むことで、誰もが安全安心な暮らしを実感し、住み続けたいと感じられるまちを目指します。

主要な取り組み

- 事業：1-6-3 良好な住宅・住環境の推進
- 事業：1-7-1 地域公共交通サービスの維持・充実
- 事業：1-7-2 生活交通の拡充
- 事業：1-2-1 防災・減災体制の強化
- 事業：1-2-2 地域防災力の向上

1 - (5) 地域の絆づくり

地域活動の主体である地域コミュニティの自主的な活動に対する支援に取り組むほか、幅広い分野における多様な住民参加の場と機会を創出しながら、地域の絆を強化し、住民相互の支え合いや助け合いにより、安心して暮らし続けられるまちを目指します。

主要な取り組み

- 事業：5-1-1 町民参加・協働の推進
- 事業：5-1-2 地域コミュニティの活性化
- 事業：2-4-1 地域福祉の推進

重点プロジェクト2

地域経済活性化プロジェクト

重点プロジェクトのねらい

町民が豊かに暮らしていくためには、仕事があり、経済的に安定していることが大切です。仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立させるためには、地域の資源や特性を活かした地場産業の振興をはじめ、若い世代を中心とした魅力ある仕事の創出、労働力の確保に向けた取り組み等が求められています。

一方、ウポポイの開業は、国内外からの交流人口の増加や、町内の観光振興につながる絶好の機会となります。この開業効果を町内全体に波及させるためにも、魅力ある観光地の形成や、訪れやすいまちづくりの整備・充実などが求められています。

以上のことを踏まえ、「地域産業の競争力強化」、「安定した雇用の確保」、「ウポポイ等を活かした観光振興と交流人口の拡大」の3つを重点施策として取り組みます。

プロジェクト
指標

指標名	現状値	目標値
納稅義務者数 1人当たりの課税対象所得	2,401 千円 (令和元年)	2,581 千円 (令和9年)
出所：市町村税課税状況等の調		
観光入り込み客数	1,505 千人 (令和元年)	3,500 千人 (令和9年)
出所：観光入り込み調査		

個別施策**2-(1) 地域産業の競争力強化**

人口減少がもたらす地域経済の縮小を抑制するため、各産業のバランスのとれた振興を図るとともに、産業間の連携を促進させながら、地域産業の競争力強化や販路拡大等に向けた取り組みを強化し、付加価値と生産性の高い、安定した経営体制の構築を目指します。

主要な取り組み

- 事業：4-1-1 産業連携の推進と投資意欲の醸成
- 事業：4-3-1 商工業の活性化
- 事業：4-5-2 農業所得の向上
- 事業：4-5-4 森林の整備と経営の安定化
- 事業：4-6-2 水産業経営の安定化

2-(2) 安定した雇用の確保

多様で魅力ある雇用の場の創出を促進するとともに、各産業の担い手の確保や育成をはじめ、女性やシニア世代など、様々な担い手が活躍する機会づくりに努めながら、誰もが安心して働くことができるまちを目指します。

主要な取り組み

- 事業：4-1-2 雇用機会の拡大と就業環境の充実
- 事業：4-1-4 企業誘致の推進
- 事業：4-3-2 中小企業振興と創業支援
- 事業：4-5-3 農業経営者の育成・支援
- 事業：4-6-2 水産業経営の安定化（再掲）

2-(3) ウポポイ等を活かした観光振興と交流人口の拡大

観光と交流による産業振興を図るため、ウポポイを町内観光の起爆剤に位置付け、魅力ある観光地の形成に努めるとともに、町内の周遊性を高めるための施策や、観光リピーターの確保等に向けた取り組みを推進しながら、交流人口の拡大を図り、何度も訪れたくなるまちを目指します。

主要な取り組み

- 事業：4-4-1 魅力ある観光地の形成
- 事業：4-4-2 魅力ある地域資源の活用
- 事業：4-4-3 訪れやすいまちづくりの整備・充実
- 事業：4-4-4 新たな誘客への取り組み

第3章

基本計画の体系図

将来像

共に築く希望の未来 しあわせ感じる元気まち

2つの重点プロジェクト

施策を横断的に展開し、まちの将来像の実現に向けて取り組みます

人口減少抑制プロジェクト

地域経済活性化プロジェクト

基本方針 1 生活環境分野

人と自然が共生した、安全で住みよい生活環境のまち

基本方針 2 健康福祉分野

思いやり、支え合い、みんなが元気で暮らせる健幸のまち

基本方針 3 教育文化分野

豊かな心を育み、生きがい感じる学びのまち

基本方針 4 経済産業分野

魅力と活力にあふれ、賑わいが生まれる産業のまち

基本方針 5 地域自治分野

共に生き共に創る、町民主役のまち

分野別計画（まちづくりの基本方針）

第4章

分野別計画

基本方針	基本施策	基本事業①	基本事業②
基本方針 1 生活環境 分野	1-1 身近な安全	1-1-1 防犯・交通安全の推進	1-1-2 消費者保護対策の推進
	1-2 防災・減災	★1-2-1 防災・減災体制の強化	★1-2-2 地域防災力の向上
	1-3 消防・救急	1-3-1 消防力の強化	1-3-2 救急体制の充実
	1-4 環境美化・衛生	1-4-1 環境行政の推進	1-4-2 生活衛生の確保
	1-5 循環型社会形成	1-5-1 省資源・省エネルギーの推進	1-5-2 ごみの適正処理・減量化
	1-6 住環境	1-6-1 市街地の適正化	1-6-2 公園・緑地の適正管理
	1-7 公共交通	★1-7-1 地域公共交通サービスの維持・充実	★1-7-2 生活交通の拡充
	1-8 道路	1-8-1 広域幹線道路の整備促進	1-8-2 地域内生活道路網の整備
	1-9 上下水道	1-9-1 上水道の安定供給	1-9-2 下水道の適正管理
	1-10 地域情報化	1-10-1 地域情報化の推進	1-10-2 電子自治体の推進
基本方針 2 健康福祉 分野	2-1 健康づくり	★2-1-1 健康づくりの推進	★2-1-2 健診・検診の充実
	2-2 地域医療	2-2-1 持続可能な町立病院の運営	2-2-2 救急医療体制の充実
	2-3 子ども子育て	★2-3-1 子ども・子育て支援事業の推進	★2-3-2 子どもを産み育てやすい環境づくり
	2-4 地域福祉	★2-4-1 地域福祉の推進	2-4-2 共生型地域福祉拠点機能の充実
	2-5 高齢者福祉	2-5-1 介護予防と健康づくりの推進	2-5-2 介護サービスの充実
	2-6 障がい者(児)福祉	2-6-1 障がい福祉サービスの充実	2-6-2 障がい者の自立支援と社会参加の促進
基本方針 3 教育文化 分野	3-1 学校教育	★3-1-1 学校教育内容の充実	★3-1-2 特色のある学校づくりの推進
	3-2 社会教育	3-2-1 生涯学習機会の充実	3-2-2 地域における生涯学習活動への支援
	3-3 芸術文化	3-3-1 芸術文化の振興	3-3-2 史跡・文化財の保全と活用
	3-4 スポーツ	★3-4-1 スポーツの振興	3-4-2 スポーツ施設の整備充実
	3-5 民族文化	3-5-1 アイヌ文化の理解促進・普及啓発	3-5-2 アイヌ文化伝承活動団体への支援
	3-6 人権	3-6-1 人権啓発	3-6-2 男女共同参画
基本方針 4 経済産業 分野	4-1 産業連携・雇用	★4-1-1 産業連携の推進と投資意欲の醸成	★4-1-2 雇用機会の拡大と就業環境の充実
	4-2 港湾	4-2-1 港湾機能の整備促進	4-2-2 商港区の利用促進
	4-3 商工業	★4-3-1 商工業の活性化	★4-3-2 中小企業振興と創業支援
	4-4 観光	★4-4-1 魅力ある観光地の形成	★4-4-2 魅力ある地域資源の活用
	4-5 農林業	4-5-1 農業基盤の整備	★4-5-2 農業所得の向上
	4-6 水産業	4-6-1 漁業基盤の強化	★4-6-2 水産業経営の安定化
基本方針 5 地域自治 分野	5-1 地域活動	★5-1-1 町民参加・協働の推進	★5-1-2 地域コミュニティの活性化
	5-2 交流・連携	5-2-1 国際交流の推進	5-2-2 国内交流の推進
	5-3 行財政運営	5-3-1 行政サービスの充実	5-3-2 効率的・効果的な行政運営

★印：重点プロジェクト

基本事業③	基本事業④	基本事業⑤	基本事業⑥
1-1-3 平和活動の推進			
1-2-3 治水・海岸保全の推進			
1-3-3 消防団の活性化			
1-4-3 環境美化の推進			
★1-6-3 良好な住宅・住環境の推進			
1-8-3 道路・橋梁等の適正な維持管理			
1-9-3 し尿・生活排水の適正処理	1-9-4 上下水道事業の健全な経営		
1-10-3 情報セキュリティ対策の強化			
2-1-3 心の健康サポートの推進			
★2-2-3 地域医療体制の充実	2-2-4 地域医療連携の推進		
★2-3-3 母子保健・福祉の充実	★2-3-4 乳幼児期の教育・保育サービスの充実	★2-3-5 支援が必要な児童への対応	
2-4-3 生活の安定と自立支援			
2-5-3 生きがいづくりと社会参加の促進	2-5-4 地域で安心して暮らせる環境づくり		
2-6-3 障がい児の相談・支援の充実			
★3-1-3 安心して学べる教育環境の充実	3-1-4 教師力の向上	3-1-5 学校教育施設設備の整備・充実	3-1-6 安全安心な学校給食の提供
3-2-3 社会教育施設の整備・充実	3-2-4 読書活動の推進	★3-2-5 子ども・若者の健全育成	
3-4-3 スポーツによる地域活性化			
3-5-3 アイヌの伝統的生活空間の再生			
★4-1-3 移住・定住の促進	★4-1-4 企業誘致の推進		
4-2-3 臨海地区の土地利活用			
★4-4-3 訪れやすいまちづくりの整備・充実	★4-4-4 新たな誘客への取り組み		
★4-5-3 農業経営者の育成・支援	★4-5-4 森林の整備と経営の安定化	4-5-5 林産物の利活用の推進	
4-6-3 水産資源の保護・育成			
5-1-3 広報広聴の充実	5-1-4 情報公開の充実		
5-2-3 広域連携の推進			
5-3-3 健全な財政運営	5-3-4 公共施設の適正化		

基本方針 1 生活環境分野

～人と自然が共生した、
安心で住みよい生活環境のまち～

	1-1-1 防犯・交通安全の推進	
1-1 身近な安全	1-1-2 消費者保護対策の推進	36,37
	1-1-3 平和活動の推進	
	★ 1-2-1 防災・減災体制の強化	
1-2 防災・減災	★ 1-2-2 地域防災力の向上	38,39
	1-2-3 治水・海岸保全の推進	
	1-3-1 消防力の強化	
1-3 消防・救急	1-3-2 救急体制の充実	40,41
	1-3-3 消防団の活性化	
	1-4-1 環境行政の推進	
1-4 環境美化・衛生	1-4-2 生活衛生の確保	42,43
	1-4-3 環境美化の推進	
	1-5-1 省資源・省エネルギーの推進	
1-5 循環型社会形成	1-5-2 ごみの適正処理・減量化	44,45
	1-6-1 市街地の適正化	
1-6 住環境	1-6-2 公園・緑地の適正管理	46,47
	★ 1-6-3 良好的な住宅・住環境の推進	
	★ 1-7-1 地域公共交通サービスの維持・充実	
1-7 公共交通	★ 1-7-2 生活交通の拡充	48,49
	1-8-1 広域幹線道路の整備促進	
1-8 道路	1-8-2 地域内生活道路網の整備	50,51
	1-8-3 道路・橋梁等の適正な維持管理	
	1-9-1 上水道の安定供給	
	1-9-2 下水道の適正管理	
1-9 上下水道	1-9-3 し尿・生活排水の適正処理	52,53
	1-9-4 上下水道事業の健全な経営	
	1-10-1 地域情報化の推進	
1-10 地域情報化	1-10-2 電子自治体の推進	54,55
	1-10-3 情報セキュリティ対策の強化	

第4章

基本施策 1-1 身近な安全

現状と課題

高齢化の進行を背景として、高齢者が加害者・被害者となる交通事故が増加しています。特に、自転車や歩行中の安易な道路横断や、車両運転中のブレーキとアクセルの踏み間違えによる事故が懸念されています。今後においても、交通安全意識の高揚と、関係機関と連携した効果的な対策等が求められています。

本町の犯罪発生件数は年間60件程度と横ばいでありますが、子どもや女性に対する声かけやつきまといなどの不審者事案は増加しています。加えて、全国的に高齢者を狙ったひったくりな

どが増加傾向にあることから、地域ぐるみによる見守り体制の強化や防犯活動の推進が求められています。

近年、特殊詐欺事件の増加や高齢者を狙った悪質な電話勧誘、訪問販売によるトラブルが多発しています。また、情報化社会の進行により、スマートフォンをはじめとするインターネットによる取引トラブルも社会問題化していることから、犯罪事例の紹介や対応方法の周知といった啓発活動を推進し、消費者意識の向上に努める必要があります。

めざす姿

安全で犯罪のないまち

地域住民や関係機関等との連携・協力により、身近な安全対策を進め、安全で犯罪のないまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆安心して日々の生活を送ることができないと感じる町民の割合

現状値(令和元年度)
58.3%

目標値(令和9年度)
64.3%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆犯罪の発生件数

現状値(令和元年度)
61件

目標値(令和9年度)
55件

2. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆交通事故死亡者数

現状値(令和元年度)
1件

目標値(令和9年度)
0件

基本事業

事業：1-1-1
防犯・交通安全の推進

関係機関と連携し、防犯施設や交通安全施設など、地域の安全を高めるための基盤整備を進めるとともに、地域ぐるみでの見守り体制の充実を図りながら、犯罪や事故が起こりにくい安全・安心な地域づくりを推進します。

事業：1-1-2
消費者保護対策の推進

消費者被害を未然に防止するため、幅広い世代に対して、消費生活センターを基軸に相談体制の充実を図り、消費生活に関する意識啓発や広報活動の強化、消費者教育の推進に努めます。

事業：1-1-3
平和活動の推進

戦争のない平和で安全・安心な社会を、未来の子どもたちに引き継ぐため、「平和のまち宣言」に基づき、平和に関する学習機会の提供や、平和意識の普及・啓発に努めます。



(防犯パトロール)



(旗の波運動)

個別計画等

計画名	計画期間
白老町交通安全計画	平成28年度～令和2年度
防犯宣言	昭和63年度～
交通安全都市宣言	昭和39年度～
平和のまち宣言	平成16年度～

第4章

基本施策 1-2 防災・減災

現状と課題

めざす姿

東日本大震災以降も、胆振東部地震などの大規模な地震が発生しているほか、台風の強大化や豪雨の多発など、自然災害における安全・安心に関する意識が高まっています。

これまで、過去の災害を教訓に情報伝達手段の多重化や、非常用電源装置の導入、公衆無線LAN環境の整備等を進めてきました。さらに、しらおい防災マスター会との連携事業や、自主防災組織の設立を促進させながら、地域防災力の向上に努めてきました。

近年は北朝鮮からの弾道ミサイル発射等による武力攻撃の危機に見舞われており、国民保護計画に基づく国民保護体制の充実が求められています。

これからは、防災意識・災害への備え等についての普及啓発や、高齢者・障がい者、外国人等の要支援者への災害時の情報伝達、避難誘導、避難所運営のあり方など、関係機関等との連携による支援体制の充実が求められています。

地域防災力が高く、災害に強いまち

災害に強い都市基盤の整備促進と、地域住民の自助・共助の精神の醸成による地域防災力の向上に努め、災害に強いまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆地域社会が一体となって防災体制の構築が図られていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

54.4%

目標値(令和9年度)

60.4%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆自主防災組織結成率

現状値(令和元年度)

74.5%

目標値(令和9年度)

78.5%

2. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆防災講座実施件数

現状値(令和元年度)

40回

目標値(令和9年度)

50回

基本事業

事業：1-2-1

★防災・減災体制の強化

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、迅速かつ適切な情報伝達や避難誘導体制の構築のほか、防災備蓄品や資機材等の充実、防災拠点の耐震化等を推進し、防災・減災体制の強化を図ります。

事業：1-2-2

★地域防災力の向上

自主防災組織の結成促進と活性化を通じ、地域住民の自助・共助の精神の醸成を図るとともに、町内会や民生委員等と協力しながら要支援者に対する支援体制の構築を推進します。

事業：1-2-3

治水・海岸保全の推進

町民の生命や財産を守るため、自然生態系に配慮した治水・海岸保全対策を推進し、自然災害の未然防止に努めるとともに、砂浜の回復につなげ、国土の保全を図ります。



(1日防災学校)



(防災訓練)

個別計画等

計画名	計画期間
白老町地域防災計画	昭和39年度～
樽前山火山防災計画	平成14年度～
白老町津波避難計画	平成25年度～
白老町国民保護計画	平成19年度～
白老町強靭化計画	令和2年度～令和6年度

第4章

基本施策 1-3 消防・救急

現状と課題

火災や災害等から町民の生命、身体及び財産を守るために、消防・救急体制の強化が求められています。これまで、消防車両の更新やデジタル無線の整備のほか、消防団資機材の配備等を進め、消防力の充実強化を図ってきました。

近年の火災件数は、年間10件程度で、ほぼ横ばいで推移しています。火災予防の観点からも、住宅用火災警報器の普及を促し、火災発生時の被害を最小限にすることが重要です。

一方、救急出動件数は、高齢化の進

行等を背景に増加傾向にあり、救急体制の一層の強化が求められます。また、ウポポイの開業により、訪日外国人等の増加が見込まれることから、救急業務における多言語対応等が課題となっています。

消防団については、高齢化や就労状況の変化に伴い、団員の実動人員が減少傾向にあり、消防力の低下への対策が求められています。また、分団詰所等の老朽化が進み、建て替えや改修などが求められています。

あらゆる災害から、 町民の生命・財産が守られるまち

消防力の強化と、救急・救助体制の充実等により、あらゆる災害から町民の生命と財産が守られ、安全・安心が実感できるまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆火災予防思想の普及や防火安全対策等により火災予防が図られていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)
66.4%

目標値(令和9年度)
72.4%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆普通救命講習会受講者数

現状値(令和元年度)
138人

目標値(令和9年度)
138人

2. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆消防団員充足率

現状値(令和元年度)
95.4%

目標値(令和9年度)
95.4%

基本事業

事業：1-3-1

消防力の強化

火災などのあらゆる災害に迅速に対応し、町民の生命や財産を守るために、車両や資機材等の計画的な整備と人材育成を推進します。また、火災予防運動や広報活動を通じて、町民の防火意識の高揚と防火知識の啓発に努めます。

事業：1-3-2

救急体制の充実

医療機関との連携、救急救命士の確保・育成、救急車両の整備等により、救急業務の高度化を図ります。また、講習会の開催による応急処置の普及・定着を図り、救急患者の救命率の向上に努めます。

事業：1-3-3

消防団の活性化

消防団への加入促進に取り組むとともに、訓練の実施や資機材等の充実を図るなど、消防団が活動しやすい環境整備と組織の活性化に努めます。



(白老町消防団合同訓練)



(普通救命講習)

個別計画等

計画名

白老町消防計画

計画期間

昭和57年度～

第4章

基本施策 1-4 環境美化・衛生

現状と課題

本町は、多様で豊かな自然環境に恵まれ、多くの町民が魅力を感じている一方、山間部へのごみの不法投棄による環境への影響が懸念されています。

近年ではマイクロプラスチックごみによる海洋汚染が社会問題となっています。プラスチック製品の利用を減らすよう環境意識の啓発に努めるとともに、海岸漂着物の処理や清掃活動等に取り組みながら、きれいな砂浜を保持していくことが求められています。

有害鳥獣等の対策については、生態系への影響を考慮しつつ、農林業被害の防止や公衆衛生の確保を目的に駆除を行っています。

近年では、クマの出没が増加傾向にあることから、危険情報の迅速な収集と早期の対応が求められています。

また、愛がん動物の不適切な飼育が社会問題化しているなか、適正飼育の指導や普及啓発等、飼育者のモラルとマナーの向上が求められています。

清潔で美しいまちを目指すため、環境美化に対する取り組みを一層推進しながら、町民の美化意識を高めることが必要です。

めざす姿

人と自然が共生する緑豊かな美しいまち

快適で衛生的な空間を形成し、町民やまちを訪れる人にやすらぎや潤いをもたらす緑豊かな美しいまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆公衆衛生が確保され、モラルやマナーが向上していると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

54.2%

目標値(令和9年度)

60.2%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆不法投棄量

現状値(令和元年度)

22.9 t

目標値(令和9年度)

20.0 t 以下

基本事業

事業：1-4-1

環境行政の推進

健全で恵み豊かな環境を享受し、その環境を将来にわたって維持するため、環境基本計画に基づき、総合的かつ計画的に環境行政を推進します。

事業：1-4-2

生活衛生の確保

快適で衛生的な生活環境を維持するため、有害昆虫や鳥獣などの駆除をはじめ、愛がん動物の適正飼育に向けた指導等のほか、将来を見据えた霊園や火葬場の適正な管理運営等に取り組みます。

事業：1-4-3

環境美化の推進

美しく住みよい生活空間を確保するため、住民の自主的な清掃活動のほか、不法投棄の監視や、ごみのポイ捨て禁止、空き地の草刈りなど、身近な環境美化に対する意識啓発を推進します。



(環境町民会議「海塾」)



(海岸ボランティア清掃活動)

個別計画等

計画名

計画期間

白老町環境基本計画

平成28年度～令和7年度

しらおい環境のまち宣言

平成16年度～

第4章

基本施策 1-5 循環型社会形成

環境への意識の高まりを背景に、持続可能な循環型社会に向けた取り組みの重要性が増してきています。

地球規模の温暖化が叫ばれるなか、クリーンエネルギーの普及など、温室効果ガスの削減に積極的に取り組んでいかなければなりません。

これまで、廃棄物による環境負荷の低減を図るため、3R（再生・減量・再使用）活動を推進しながら、リサイクル品目の拡大や、資源の有効利用等に取り組んできました。

ごみに関する情報提供や普及啓発、環境教育等を継続しながら、町民の自主的な取り組みを促進させ、ごみの排出抑制、減量化及び資源化につなげていくことが求められます。

バイオマス燃料化施設における固形燃料の製造休止を受け、燃料ゴミの処理の取り扱い等が大きな課題となっています。これからは、登別市との広域処理を前提にクリンクルセンター施設の長寿命化計画に沿って一般廃棄物の適正処理を推進することが重要となります。

現状と課題

めざす姿

資源循環のサイクルが回り、 環境負荷が低減するまち

ごみの減量化や省エネ意識が高まり、限られた資源の有効活用が図られ、環境負荷が低減するまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆ごみの減量・資源化等により循環型社会の実現が図られていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

55.7%

目標値(令和9年度)

61.7%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆町民一人当たりのごみ排出量

現状値(令和元年度)

622g/日

目標値(令和9年度)

585g/日

基本事業

事業：1-5-1 省資源・省エネルギーの推進

持続可能な循環型社会を推進するため、町民・事業者・行政が協働して、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの実践、温室効果ガスの削減に努めます。

事業：1-5-2 ごみの適正処理・減量化

将来にわたって適正なごみ処理を行うため、ごみの適正排出・適正処理の啓発を進めるとともに、3R活動を推進し、ごみの排出抑制、減量化及び資源化に取り組みます。



(ごみ収集カレンダー)



(ごみの分別収集)

個別計画等

計画名	計画期間
ごみ処理基本計画	平成26年度～令和5年度
白老町分別収集計画	平成29年度～令和3年度
一般廃棄物処理実施計画	単年度

第4章

基本施策 1-6 住環境

現状と課題

人口減少と少子高齢化の進行により、都市機能の縮小が懸念されるなか、持続可能な魅力ある都市空間の形成が求められます。これからは、都市機能の集積や居住の誘導のほか、地域公共交通との連携が重要となります。

公園については、7割以上が供用開始から30年以上経過し、老朽化が進んでいるため、公園施設の安全確保等が課題となっています。

また、町民の緑化意識の高揚と、緑による街並み景観づくりを推進するた

めには、花とみどりの会をはじめとした町内関係団体等への継続した支援が必要となります。

民間住宅については、耐震化による安全性の確保や、管理不全な状態にある空家等の対策が求められています。

一方、公営住宅については、人口動向や民間住宅の供給状況を加味しながら、住生活基本計画や公営住宅等長寿命化計画に基づいた、計画的な建て替えや長寿命化等が求められています。

人が行き交い、 安全で住みよい都市空間が整うまち

めざす姿

時代に適応した住環境の整備が進み、安全で住みよい都市空間が整うまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆公園や緑地、広場などが整備され憩いの場が保全されていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

54.1%

目標値(令和9年度)

60.1%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆耐用年数経過戸数（公営住宅）

現状値(令和元年度)

494戸

目標値(令和9年度)

440戸

2. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆社会環境や多様なニーズに応じた良質な住宅や公営住宅が整備されていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

47.5%

目標値(令和9年度)

53.5%

基本事業

事業：1-6-1

市街地の適正化

やすらぎのある都市空間を実現するため、「都市計画マスタープラン」の方針に基づき、人口や産業の規模にあわせた市街地形成に努めます。加えて、都市計画マスタープランの改定にあわせて、立地適正化計画の策定を検討します。

事業：1-6-2

公園・緑地の適正管理

人口減少や高齢化の進行を見据えた公園機能の見直しや、周辺の環境に適合した緑化整備を推進し、町民やまちを訪れる人が安心して楽しむことができる憩いの場を創出します。

事業：1-6-3

★良好な住宅・住環境の推進

耐震化による安全性確保や人口減少の進行により増加する空家等対策など、良好な住環境の形成に向けた取り組みを推進します。また、公営住宅においては、人口動向や民間住宅の供給状況を踏まえながら、計画的な建て替えや長寿命化等を図ります。



(市街地の航空写真)



(花とみどりの会公共花壇)

個別計画等

計画名	計画期間
白老町都市計画マスタープラン	平成24年度～令和5年度
白老町住生活基本計画	平成30年度～令和9年度
白老町公営住宅等長寿命化計画	平成30年度～令和9年度
白老町空家等対策計画	平成30年度～令和5年度

第4章

基本施策 1-7 公共交通

現状と課題

高齢化が進行していく中で、日常生活における移動手段の確保が課題となっています。特に通院や買い物など、町内外への移動を支える、JRや都市間バス、元気号などの公共交通の役割は今後ますます重要となります。

本町においては、平成28年度に地域公共交通網形成計画を策定し、その後、29年10月より「元気号」の運行車両を増やし、あわせて路線・ダイヤの改正を実施しました。また、29年5月より、新たにデマンドバスの導入も行い、利便性向上を図ってきました。

しかし、地理的要因などから、定時定路線のバス運行による住民ニーズへの対応には限界があり、暮らしの利便性と快適性を確保するための交通モデルの選択が課題となっています。

これからも、継続した公共交通サービスの提供が図られるよう、運行体系の検証・改善等に努めるとともに、公共交通の利用促進に向けた啓発が求められます。

交通空白地が解消し、 多くの町民が公共交通を利用できるまち

利便性の高い公共交通体系が整備され、日常生活の足が確保されるまちを実現します。

めざす姿

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆利便性の高い、魅力ある公共交通が維持・確保されていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

45.1%

目標値(令和9年度)

51.1%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆デマンドバス利用者数

現状値(令和元年度)

8.4人/日

目標値(令和9年度)

17人/日

基本事業

事業：1-7-1

★地域公共交通サービスの維持・充実

町民の生活交通手段の確保や高齢者等の外出機会の創出等を図るため、交通事業者等と連携しながら、利用しやすく満足度の高い、持続可能な公共交通サービスの充実に努めるとともに、積極的な情報発信等により、公共交通の利用を促進します。

事業：1-7-2

★生活交通の拡充

交通弱者の生活の足を確保するため、利便性の高いドア・ツー・ドアでの移動が可能なデマンド交通の拡充や、通院、買い物、都市間移動などが快適に行えるダイヤや経路の設定など、多様なニーズに対応した生活交通サービスの提供に努めます。



(元気号)



(デマンドバス)

個別計画等

計画名

白老町地域公共交通網形成計画

計画期間

平成29年度～令和5年度

第4章

基本施策 1-8 道路

現状と課題

道路は、町民の暮らしと企業活動を支える重要な社会資本であり、災害時には救援救護、緊急物資輸送など、重要な機能を担うものであります。

これまで、計画的な町道整備のほか、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁点検・改修、象徴空間周辺のアクセス道路整備等に取り組んできました。また、長年の国への要望が実を結び、国道36号白老拡幅（樽前～社台）が実現するなど、主要幹線道路の整備促進に大きく寄与しました。

近年では、橋梁をはじめ老朽化した社会資本の維持・更新が財政上の負担となってきております。

これからは、適正な維持管理により、安全で快適な道路環境の確保に努めるとともに、予防保全的対応への転換によるコスト削減に向けた取り組みが必要となります。

道路環境が整い、 多くの人やモノが行き来するまち

めざす姿

安全で円滑な移動を生み出す道路網の形成により、多くの人やモノが行き交うまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆安全で快適な道路環境づくりが図られていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

49.3%

目標値(令和9年度)

55.3%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆町道舗装補修済延長（延べ）

現状値(令和元年度)

10,353m

目標値(令和9年度)

15,178m

基本事業

事業：1-8-1 広域幹線道路の整備促進

国道・道道を利用した安全で円滑な都市間移動の実現と、災害時におけるネットワーク強化及び、地域経済の活性化を図るため、関係機関に対して整備促進を働きかけます。

事業：1-8-2 地域内生活道路網の整備

町民生活の安全性、快適性を確保するため、地域内生活道路の整備を推進し、生活者の視点に立った道路空間づくりに努めます。

事業：1-8-3 道路・橋梁等の適正な維持管理

道路パトロールによる計画的な道路補修のほか、除草や清掃、除雪など、適正な環境維持に努めます。橋梁についても、計画的な点検に基づき、修繕を行い、安全で快適な道路環境づくりを進めます。



(町道の除雪)



(排水施設清掃)

個別計画等

計画名	計画期間
白老町橋梁長寿命化修繕計画	令和元年度～令和10年度
町道舗装補修路線別年次計画	令和元年度～令和10年度
町道簡易舗装路線別年次計画	令和元年度～令和10年度

第4章

基本施策 1-9 上下水道

現状と課題

上下水道は、日常生活や経済活動に欠くことのできないライフラインであり、安全安心な水の安定供給と排水の適正処理を推進し、町民の健康で快適な暮らしと地域産業を支える都市基盤として機能しています。

近年、本町では老朽管や施設設備の更新を計画的に進めており、今後も予防保全の考えに基づいた維持管理により施設の長寿命化を図っていく必要があります。

また、持続可能な上下水道事業の安定運営に向けて、より計画的、効率的な事業運営に取り組み、経営基盤の強化を図っていく必要があります。

めざす姿

生活を潤し、産業を支える、きれいな水のまち

安全安心な水の供給と適正な排水処理により、生活を潤し、産業を支える、きれいな水のまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆水道水の安全と安定的な供給体制が確保されていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

68.3%

目標値(令和9年度)

74.3%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆漏水件数

現状値(令和元年度)

26 件

目標値(令和9年度)

20 件

2. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆生活排水が適切に処理されていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

63.2%

目標値(令和9年度)

69.2%

2. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆水洗化率

現状値(令和元年度)

94.6%

目標値(令和9年度)

95.0%

基本事業

事業：1-9-1

上水道の安定供給

安全安心な水道水を安定的に供給するため、水道施設の適正な維持管理、計画的な更新を進めるとともに、非常時に備えた管理体制の強化を図ります。

事業：1-9-2

下水道の適正管理

快適な生活環境と公衆衛生の向上を図るため、下水道施設の適正な維持管理と計画的な更新を進めます。

事業：1-9-3

し尿・生活排水の適正処理

快適な生活環境と公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、M I C S（汚水処理施設共同整備事業）によるし尿と下水の共同処理を推進します。

事業：1-9-4

上下水道事業の健全な経営

持続可能な上下水道事業の安定運営に向けて、計画的、効率的な事業運営に取り組み経営基盤の強化を図ります。また、下水道事業を公営企業会計に移行し、資産管理や経営マネジメントの向上を図ります。

個別計画等

計画名	計画期間
白老町公共下水道事業計画	令和元年度～令和5年度
白老町公共下水道基本計画	平成26年度～令和5年度
白老町下水道中期ビジョン	平成24年度～令和3年度
白老町生活排水処理基本計画	平成28年度～令和7年度
白老町水道ビジョン	平成24年度～令和3年度
白老町下水道事業経営戦略	平成29年度～令和8年度

第4章

基本施策 1-10 地域情報化

現状と課題

近年、インターネットの普及等により、情報通信環境が飛躍的に向上し、情報通信技術（ＩＣＴ）が目まぐるしく進化をとげています。ＩＣＴは、住民サービスの向上や自治体の効率化、地域全体の活性化に大きな役割を果たすものとして、その重要性は高まっています。

これまで、本町では光ブロードバンド環境の整備や地上デジタル放送への対応、防災行政無線のデジタル化、及びマイナンバー制度の施行など、情報化社会の実現に向けた各種施策を展開してきました。

これからは、超高速ブロードバンドをはじめとした情報通信基盤の充実を図るとともに、時代に応じた最新技術の動向も視野に入れながら、地域情報化の推進に努めていかなければなりません。

また、様々なサイバー攻撃に対応するための情報セキュリティ対策のほか、地域間や世代間の情報格差の解消等に向けた取り組みも求められています。

I C Tの恩恵を受けて、 利便・効率・活力を実感できるまち

めざす姿

社会のあらゆる分野でＩＣＴの活用が進み、その恩恵を町民や企業が享受できるまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆情報通信技術を活用したサービスが向上していると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

52.0%

目標値(令和9年度)

58.0%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆光ブロードバンド加入率

現状値(令和元年度)

32.9%

目標値(令和9年度)

36.0%

基本事業

事業：1-10-1 地域情報化の推進

利用者が快適にＩＣＴの利便性を実感できるよう、超高速ブロードバンドの整備や、災害に強い情報通信基盤の構築、公衆無線ＬＡＮ（Wi-fi）環境の拡大に努め、情報通信基盤の整備促進を図ります。また、Society5.0の実現に向けた技術の地方における実用化を研究し、地域課題の解決の糸口を見いだしていきます。

事業：1-10-2 電子自治体の推進

マイナンバーカードや電子申請システムの利活用により、行政手続きの利便性向上を図るとともに、AI（人工知能）やRPA（自動化技術）など、時代に応じた最新技術を取り入れ、業務の効率化を図ります。また、クラウドサービスを積極的に活用し、業務の標準化によるコスト削減と継続性（ICT-BCP）の向上に努めます。

事業：1-10-3 情報セキュリティ対策の強化

町が所有している情報資産である個人情報等を守り、町民の安心と信頼を確保するため、最新のサイバーセキュリティ関連情報や技術動向を注視しながら、必要な技術的対策を講ずるとともに、情報管理体制の強化や、セキュリティ意識の向上に努めます。

個別計画等

計画名	計画期間
白老町地域情報化推進計画	平成24年度～

基本方針2 健康福祉分野

～思いやり、支え合い、
みんなが元気で暮らせる健幸のまち～

	★ 2-1-1 健康づくりの推進	
2-1 健康づくり	★ 2-1-2 健診・検診の充実	58,59
	2-1-3 心の健康サポートの推進	
	2-2-1 持続可能な町立病院の運営	
2-2 地域医療	2-2-2 救急医療体制の充実	60,61
	★ 2-2-3 地域医療体制の充実	
	2-2-4 地域医療連携の推進	
	★ 2-3-1 子ども・子育て支援事業の推進	
2-3 子ども子育て	★ 2-3-2 子どもを産み育てやすい環境づくり	
	★ 2-3-3 母子保健・福祉の充実	62,63
	★ 2-3-4 乳幼児期の教育・保育サービスの充実	
	★ 2-3-5 支援が必要な児童への対応	
	★ 2-4-1 地域福祉の推進	
2-4 地域福祉	2-4-2 共生型地域福祉拠点機能の充実	64,65
	2-4-3 生活の安定と自立支援	
	2-5-1 介護予防と健康づくりの推進	
2-5 高齢者福祉	2-5-2 介護サービスの充実	66,67
	2-5-3 生きがいづくりと社会参加の促進	
	2-5-4 地域で安心して暮らせる環境づくり	
	2-6-1 障がい福祉サービスの充実	
2-6 障がい者(児)福祉	2-6-2 障がい者の自立支援と社会参加の促進	68,69
	2-6-3 障がい児の相談・支援の充実	

第4章

基本施策 2-1 健康づくり

現状と課題

近年、生活習慣の変化や高齢者の増加等から生活習慣病が増加し、発症と重症化予防を重視した健康づくりの推進やライフステージに応じた細やかな保健サービスの充実等が求められています。

本町では、健康づくりの指針となる「健康しらおい 21（第2次）」を策定し、町民一人ひとりの健康増進への意識向上と、望ましい生活習慣の形成に向けて取り組んでいます。

しかし、高血圧を起因とした循環器疾患の罹患者は依然として多く、国保

では、生活習慣病の医療費が全体の約1/4を占めています。発症者の中には特定健診未受診者も含まれており、特に働き盛り世代の受診率が低いことから、受診率の向上や受診しやすい環境整備等が求められています。

また、ストレスや不安、悩み等による心の不調に適切に対処するため、「白老町自殺対策計画」を策定し、心の健康づくりに努めています。

これからは、健康寿命の延伸に向けて、「こころ」と「からだ」の両面からの健康づくりが求められています。

めざす姿

一人ひとりが自らの健康づくりに取り組み、 健康長寿が叶うまち

一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、誰もが健康でその人らしい生活が送れるまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

◆心身ともに健やかな暮らしの支援が充実していると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

61.3%

目標値(令和9年度)

67.3%

1. 成果指標【まちづくり指標】

◆メタボリックシンドローム該当者等割合

現状値(令和元年度)

該当者 19.2%
予備軍 11.3%

目標値(令和9年度)

該当者 14.4%以下
予備軍 8.5%以下

2. 成果指標【まちづくり指標】

◆国保特定健診受診率

現状値(令和元年度)

34.4%

目標値(令和9年度)

40.4%以上

基本事業

事業：2-1-1

★健康づくりの推進

住民の健康維持のため、「健康しらおい21」等の各種計画に沿った保健予防活動のほか、受動喫煙防止対策や生活習慣病の重症化予防対策等を推進します。

事業：2-1-2

★健診・検診の充実

疾病の発症と重症化の予防、早期発見・早期治療を図るため、保健指導を充実させるとともに、健康診査における受診環境の改善等に努めます。

事業：2-1-3

心の健康サポートの推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、白老町自殺対策計画に基づき、精神保健に関する知識の普及啓発や、ゲートキーパー研修等を実施し、心の健康対策の充実を図ります。



(高血圧予防の出前講座)



(ゲートキーパー研修)

個別計画等

計画名	計画期間
健康しらおい21計画	平成26年度～令和4年度
白老町食育推進計画	平成30年度～令和4年度
保健事業実施計画・白老町データヘルス計画	平成30年度～令和5年度
白老町自殺対策計画	平成31年度～令和4年度
白老町新型インフルエンザ等行動計画	平成27年度～

第4章

基本施策 2-2 地域医療

現状と課題

団塊世代が75歳以上となる2025年には、医療への需要がピークを迎えます。住み慣れた地域で医療・介護などのサービスを受けられる環境が求められるなか、地域の拠点病院の重要性が高まっています。

一方で、国は将来の人口構造の変化等を見据え、全国の公立病院の統合や再編の議論の活性化を求めてています。

本町においては、町立病院を医療と介護機能を有する病院改築として、方向性を示したところありますが、病院運営を持続可能なものにするためには、更なる経営改善の実現が必要となります。

また、救急医療については、これまで関係医療機関の協力を受けながら、休日における医療体制の確保に努めてきました。今後においては、ウポポイの開設に伴う来訪者の増加を見据え、更なる救急医療体制の充実が求められています。

将来にわたって安定した地域医療を提供していくためには、医療従事者の安定的な確保をはじめ、医療・保健・福祉が一体となった包括的なサービス提供のほか、広域的な医療ネットワークによる地域医療連携の推進が必要となります。

めざす姿

住み慣れた地域で、 町民がいつでも安心して医療が受けられるまち

住み慣れた地域で、いつでも安心した医療が受けられ、町民の命や健康が守られるまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆安全・安心で適切な医療サービスが受けられると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

44.7%

目標値(令和9年度)

50.7%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆救急患者受入件数

現状値(令和元年度)

758 件

目標値(令和9年度)

1,000 件

基本事業

事業：2-2-1
持続可能な町立病院の運営

町民の健康と安全な暮らしを支えていくため、東胆振医療圏域における医療動向や町民ニーズを捉え、町立病院が地域での役割を果たし、健全な運営と経営の安定化を図りながら、老朽化する病院の改築を進めます。

事業：2-2-2
救急医療体制の充実

町民が緊急時に迅速かつ適切な初期医療を受けることができるよう、町立病院の救急受入体制を確保するとともに、医療活動の充実や町内医療機関等の協力、近隣市との広域連携による救急医療体制の充実を図ります。また、関係機関や一般社団法人苫小牧市医師会と連携して、当番制により休日・夜間診療体制を確保します。

事業：2-2-3
★地域医療体制の充実

三連携（保健・福祉・医療の連携）の推進により、データヘルス、インセンティブ（動機づけ）制度を活用した介護予防や、フレイル対策、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防に取り組むとともに、医療費の適正化や保険財政の安定化を図ることで、持続可能な社会保障制度の確立を目指します。

事業：2-2-4
地域医療連携の推進

町立病院と他医療機関との役割の明確化や、医療連携の推進、ＩＣＴを活用した患者情報共有ネットワークの構築など、具体的な取り組みについて、関係機関と協議を進め、東胆振医療圏域における医療機能の分化と連携強化に努めます。

個別計画等

計画名
計画期間

保健・医療・福祉施策推進方針	令和2年度～令和5年度
----------------	-------------

白老町立国民健康保険病院経営改善計画	平成25年度～令和2年度
--------------------	--------------

第4章

基本施策 2-3 子ども子育て

現状と課題

全国的に少子化が進行するなか、本町においても出生数は年々低下し、合計特殊出生率については、全国平均を大きく下回る状況にあります。

また、女性の社会進出やライフスタイルの変化に伴い、子育て支援に関するニーズは拡大・多様化する一方、家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化により、身近な地域に相談できる相手がないといった子育てに関する不安や、孤立感を抱く人の増加、家庭における子育て力の低下等が懸念されています。

こうした現状のなか、本町においても希望する誰もが結婚・妊娠・出産に喜びや幸せを感じ、安心して子育てできる環境づくりが急務となっています。

子どもの健やかな成長のためには、母子ともに健康であることが必要であり、妊娠期から子育て期にわたるまでの保健・医療の充実が課題となっています。あわせて、社会問題化している子どもの貧困や児童虐待など、厳しい環境にある子どもたちへの支援等の強化についても求められています。

めざす姿

子どもを安心して産み育てることができるまち

安心して子育てできる環境が確保され、子どもがいきいきと輝き、健やかに育つまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆安心して子どもを産み育てられる支援が充実していると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

52.0%

目標値(令和9年度)

58.0%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆保育園等の利用定員に対する在園児数の割合(教育・保育)

現状値(令和元年度)

教育 59.0%
保育 107.9%

目標値(令和9年度)

教育 100.0%
保育 100.0%

2. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆放課後児童クラブの希望者受け入れ割合

現状値(令和元年度)

100%

目標値(令和9年度)

100%

基本事業

事業：2-3-1

★子ども・子育て支援事業の推進

女性の働き方の変化に伴う子育てニーズの拡大・多様化に対応するため、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を図り、子育てと仕事の両立を支援するとともに、地域での子育て関連団体とのネットワーク強化に努めます。

事業：2-3-2

★子どもを産み育てやすい環境づくり

子どもを持つことを希望する誰もが、安心して結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、相談体制の充実や子どもの居場所づくり等に取り組み、地域全体で子育てを支える体制づくりを推進します。

事業：2-3-3

★母子保健・福祉の充実

妊娠・出産・育児にわたる母子保健（健診・相談・指導等）の充実と、不妊・不育治療費や子ども医療費等のほか、ひとり親家庭への支援等により、子育て世代の精神的・経済的な不安や負担の軽減を図ります。

事業：2-3-4

★乳幼児期の教育・保育サービスの充実

様々なライフスタイルや保護者の多様な就労形態により、多様化する保育ニーズに対応するため、安全安心で、質の高い教育・保育環境を確保するとともに、特別保育事業の充実を図ります。

事業：2-3-5

★支援が必要な児童への対応

児童虐待や発達に遅れのある子どもへの適切な対応のほか、子どもの将来が家庭の経済力等に影響されないよう、相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携を強化し、各施策を総合的に推進します。

個別計画等

計画名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度
白老町保育事業運営計画	平成29年度～令和3年度
家庭教育支援推進計画	令和2年度～令和6年度
しらおい子ども憲章	平成25年度～

第4章

基本施策 2-4 地域福祉

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行により、地域のつながりが希薄化している一方、地域福祉のニーズは複雑化・多様化しており、行政だけでは対応が困難となっています。

本町では、地域福祉計画に基づき、幅広い町民の主体的参加と、事業者や行政等の協働により、地域福祉の推進に向けて取り組んでいるところあります。

近年、複合的な問題を抱える家庭が増加するなか、本町では、民生委員・児童委員等との連携を強化しながら、

制度の枠を超えた相談体制づくりに努めています。その一方で、福祉人材の高齢化に伴う担い手不足が深刻な問題となっています。

子どもから高齢者、障がい者まで、誰もが地域の一員として、いきいきと自立した生活を安心して送ることができるよう、地域で見守り・支え合う体制づくり等を推進しながら、自助、共助、公助による地域共生社会の実現に向けて取り組んでいかなければなりません。

すべての人が安心して、いきいきと生活できるよう、 互いに助け合い、支え合いのあるまち

住み慣れた地域や家庭で住み続けられるよう、すべての人が互いに思いやりを持ち、ともに生きることができるまちを実現します。

めざす姿

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

◆地域ぐるみで支えあう福祉体制が整備されていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

53.6%

目標値(令和9年度)

59.6%

1. 成果指標【まちづくり指標】

◆ボランティアセンター登録者割合

現状値(令和元年度)

12.1%

目標値(令和9年度)

12.1%

基本事業

事業：2-4-1

★地域福祉の推進

住み慣れた地域でいきいきと安心して生活できるよう、町民・地域・行政がそれぞれ連携して、助け合い、支え合いのある地域づくりを推進するとともに、福祉意識の高揚や、福祉活動の担い手育成等に努めます。

事業：2-4-2

共生型地域福祉拠点機能の充実

地域福祉活動の活性化を図るため、共生型地域福祉の拠点において、多様化する福祉ニーズに応じた各種相談窓口の運営や講座の開催など、サービスの充実に努めます。

事業：2-4-3

生活の安定と自立支援

誰もが健康で文化的な生活が送れるよう、民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、個々の実情に応じた生活相談や支援を行い、要支援者の生活の安定と自立促進を図ります。



(定例民生委員児童委員協議会)

個別計画等

計画名

白老町地域福祉計画

計画期間

令和2年度～令和6年度

第4章

基本施策 2-5 高齢者福祉

現状と課題

団塊世代が全て75歳以上となる2025年には、高齢化率が全国で30.0%となり、高齢化が大きく進行します。本町においては、さらに深刻で、2025年に高齢化率が46.1%と、国以上に高齢化が進行します。

また、核家族化による世帯構造の変化により、独居高齢者や、支援できる家族が近隣にいない高齢世帯の増加、後期高齢者の増加に伴う要介護者の増加等が課題となっています。

こうしたなか、高齢者が安心して暮らせる環境づくりが求められており、

多様な生活支援サービスの創出や、見守り体制づくりの強化に向け、生活支援コーディネーターを配置し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

近年、家族に見守られながら住み慣れた住まいでの人生の最期を迎えるための体制整備が課題となっており、在宅での看取りに向けた取り組みが求められています。

これからは、町民一人ひとりが、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、高齢者福祉の更なる推進が必要となります。

住み慣れた地域で、生きがいを感じながら、安心して長寿を楽しむことができるまち

めざす姿

高齢者が住み慣れた環境のもと、生きがいを感じながら、いきいきと暮らし、生活の質の向上を実感できるまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆高齢者が生涯にわたり、安心して住み慣れた地域でいきいきとした生活が送れると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

56.8%

目標値(令和9年度)

62.8%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆介護予防事業参加者数

現状値(令和元年度)

9,200人

目標値(令和9年度)

9,200人

基本事業

事業：2-5-1

介護予防と健康づくりの推進

高齢者が地域で自立した生活ができるよう、介護予防に資する知識の普及啓発や、自主的な活動の育成・支援に努め、要介護予防対策や重度化対策等に取り組みます。

事業：2-5-2

介護サービスの充実

介護保険制度を持続可能な制度として維持していくため、介護サービスの質の向上や介護給付費の適正化に取り組みます。また、多様な介護サービスのニーズに対応し、安定したサービスを提供していくため、介護人材の確保対策や定着に向けた取り組みを推進します。

事業：2-5-3

生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者の閉じこもりを予防するため、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や能力を発揮できるような場づくりを関係機関と連携し取り組みます。

事業：2-5-4

地域で安心して暮らせる環境づくり

高齢者等の権利擁護を推進するため、多様化する相談を包括的に受け止める体制を整備するとともに、成年後見制度の利用促進や市民後見人の養成等に努めます。



(地域ふれあいサロン)



(高齢者のヨガ教室)

個別計画等

計画名

白老町高齢者保健福祉計画・白老町介護保険事業計画

計画期間

平成30年度～令和2年度

第4章

基本施策 2-6 障がい者（児）福祉

高齢化の進行に伴い、障がいの重度化、重複化が進んでいます。そのような状況のなか、障害者差別解消法が施行されるなど、障がい者（児）が住み慣れた地域で自立した生活を送るための法整備が進められています。

本町においても、同法の施行に伴い、職員対応マニュアルや福祉ガイドブックの作成のほか、コミュニケーション支援ボードの活用など、様々な施策を開拓してきました。また、障がい者（児）に関する相談支援体制の充実や障がい者（児）を地域全体で支えることができる仕組みづくりにも努めてきました。

これからも、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人も、互いに理解し、支え合いながら、地域の中で安心して暮らすことができる環境づくりが求められます。

また、障がい者（児）が地域の中で自立した生活を送るための社会資源の充実、地域の理解、就労の支援、関係機関の連携強化等も必要となります。

加えて、障がい児福祉については、地域における専門的な支援を更に充実させるとともに、乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援体制の構築が求められています。

現状と課題

めざす姿

障がい者が安心して暮らし、

地域社会の一員として自立できるまち

障がいのある人への理解が深まり、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で支え合いながら暮らせるまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆障がいの有無にかかわらず、生きがいを持ちながら安心して生活できると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

56.3%

目標値(令和9年度)

62.3%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆障がい福祉サービス等相談の年間対応件数

現状値(令和元年度)

1,696 件

目標値(令和9年度)

1,800 件

基本事業

事業：2-6-1

障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が地域において安心して生活できるよう、障がいの特性に合わせた支援サービスの提供や、相談体制の拡充、障がいのある人への理解促進等を図り、個々のニーズに応じた障がい者施策を推進します。また、バリアフリー新法に基づき、公共施設や公共性の高い施設において、だれもが利用しやすい施設や設備になるように努めます。

事業：2-6-2

障がい者の自立支援と社会参加の促進

障がいのある人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域住民や関係機関、事業所等が連携し、就労先の確保や、社会参加の促進、コミュニケーションへの支援、さらには、スポーツを楽しめる機会等の充実を図り、地域共生社会の実現を目指します。

事業：2-6-3

障がい児の相談・支援の充実

発達の遅れや障がいが認められる子どもに対して、関係機関が連携しながら、きめ細やかな相談・支援等を行い、乳幼児期から学校卒業まで切れ目なく療育や学校教育が受けられる環境整備に努めます。



(就労支援施設)



(コミュニケーション支援ボード)

個別計画等

計画名

計画期間

白老町障がい者福祉計画

平成27年度～令和2年度

白老町障がい福祉計画

平成30年度～令和2年度

白老町障がい児福祉計画

平成30年度～令和2年度

基本方針3 教育文化分野

～豊かな心を育み、生きがい感じる学びのまち～

3-1 学校教育	★ 3-1-1 学校教育内容の充実	
	★ 3-1-2 特色のある学校づくりの推進	
	★ 3-1-3 安心して学べる教育環境の充実	72,73
	3-1-4 教師力の向上	
	3-1-5 学校教育施設設備の整備・充実	
	3-1-6 安全安心な学校給食の提供	
3-2 社会教育	3-2-1 生涯学習機会の充実	
	3-2-2 地域における生涯学習活動への支援	
	3-2-3 社会教育施設の整備・充実	74,75
	3-2-4 読書活動の推進	
3-3 芸術文化	★ 3-2-5 子ども・若者の健全育成	
	3-3-1 芸術文化の振興	76,77
	3-3-2 史跡・文化財の保全と活用	
3-4 スポーツ	★ 3-4-1 スポーツの振興	
	3-4-2 スポーツ施設の整備充実	78,79
	3-4-3 スポーツによる地域活性化	
3-5 民族文化	3-5-1 アイヌ文化の理解促進・普及啓発	
	3-5-2 アイヌ文化伝承活動団体への支援	80,81
	3-5-3 アイヌの伝統的生活空間の再生	
3-6 人権	3-6-1 人権啓発	
	3-6-2 男女共同参画	82,83

第4章

基本施策 3-1 学校教育

知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」の育成を基本とし、一人ひとりの個性や能力に応じた、きめ細やかな教育の推進が求められています。

これまで、コミュニティ・スクールの導入やふるさと学習のほか、漢検・英検等の受検支援、人型ロボットを活用したプログラミング教育等に取り組み、確かな学力の定着や特色のある教育活動等を推進してきました。

これからは、未来を生き抜く力のある子どもを育成するために、基礎学力の向上や時代の要請に対応した新たな学びの推進が必要となります。

一方、いじめや不登校だけではなく、メディアの使用時間の増加や、インターネットを通した犯罪など、様々な教育課題が社会問題化するなか、学校、家庭、地域などにおける一層の連携強化が求められています。

加えて、変化する教育内容や制度に対応した教育環境の整備、学校施設の計画的な老朽化対策等、子どもの教育環境の充実も求められています。

学校給食においては、「ふるさと」と「食」への関心を高めるため、郷土給食や食育の一層の推進が求められています。

現状と課題

生きる力を身に付け、 未来を切り拓く子どもたちが育つまち

めざす姿

生きる力を育み、郷土に誇りと愛着をもった、次世代を担う子どもたちが育つまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆子どもたちが安心していきいきと学ぶことができると思われる町民の割合

現状値(令和元年度)

53.6%

目標値(令和9年度)

59.6%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆全国学力等調査による平均正答率の全道平均との差

現状値(令和元年度)

△2.7点

目標値(令和9年度)

0点以上

基本事業

事業：3-1-1

★学校教育内容の充実

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視した「生きる力」を育む教育を推進するとともに、情報教育や外国語教育など、時代の変化に対応した学びを充実させ、「質の高い学力」の習得を図ります。

事業：3-1-2

★特色のある学校づくりの推進

子どもの豊かな人間性を育み、郷土への誇りと愛着を醸成するため、学校が保護者、地域住民と手を取り合い、それぞれの地域の歴史や文化などを踏まえた特色のある教育活動を展開します。

事業：3-1-3

★安心して学べる教育環境の充実

支援を必要とする子どもに対し、特別支援教育支援員・介助員等の配置を進めるなど、特別支援教育の充実を図るとともに、いじめや不登校などの心の問題に対しては、スクールカウンセラー等の配置の拡充に努め、教育相談体制の強化を図ります。また、すべての子どもが経済的不安を持たずに学ぶことができるよう、就学援助などの支援の充実を図ります。

事業：3-1-4

教師力の向上

子ども一人ひとりの成長に寄り添い、個の可能性を引き出すため、教師力の向上に向けた研修を充実させ、意欲ある人材の育成を図ります。

事業：3-1-5

学校教育施設設備の整備・充実

子どもの教育効果を高めるとともに、豊かな学びを確保するため、安全で快適な学習環境の充実や、施設設備の整備を計画的に行います。また、情報教育を推進するためのＩＣＴ機器やデジタル教材のほか、学校図書館の図書設備等の整備充実を図ります。

事業：3-1-6

安全安心な学校給食の提供

成長期の児童生徒の健やかな心身の維持と増進を図るため、栄養や食物アレルギー、衛生管理に配慮した安全安心な学校給食の提供を行います。また、郷土食材の活用や食育の推進により、ふるさとの食への関心をもたせ、健康な食生活の実践力の育成を図ります。

個別計画等

計画名
計画期間

白老町教育推進基本計画（白老町教育大綱）

平成28年度～令和2年度

第4章

基本施策 3-2 社会教育

現状と課題

社会の成熟やライフスタイルの変化、自己実現の高まりを背景に、生涯にわたる主体的な学びを通して、生きがいのある充実した人生を送りたいというニーズが増えています。

本町の社会教育の推進にあたっては、多様化するニーズに対応した学習機会の提供や、習得した知識・技能などの学習成果を地域に還元させる仕組みづくりを進めるほか、地域で行われている社会教育関係団体の活動への支援を行っています。

また、人口減少や高齢化等により、地域の力の衰退が懸念されるなか、公民館等を中心とした社会教育の資源を有効活用して、講師となる人材や、まちづくりを進めるリーダーの育成も急務となっています。

一方、これらの学びの場となる、社会教育施設の多くは老朽化が進んでおり、大規模改修が必要な施設もみられます。計画的に改修を進めるとともに、時代にあった利用しやすい施設のあり方について検討することが求められます。

学びの楽しさを実感しながら、みんなが活躍できるまち

めざす姿

いつでも、だれでも生涯にわたり学習し、わかる喜びや学びの楽しさを実感しながら、みんなが活躍できるまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆社会教育活動が充実していると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)
53.4%

目標値(令和9年度)
59.4%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆生涯学習講座開設数

現状値(令和元年度)
12回

目標値(令和9年度)
18回

2. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆図書館の町民一人当たり蔵書貸出数

現状値(令和元年度)
3.8冊

目標値(令和9年度)
4.0冊

基本事業

事業：3-2-1
生涯学習機会の充実

多様な住民ニーズを把握し、生涯にわたって学ぶ喜びや楽しさを実感できる学習の場を提供するとともに、学びや活動を通じて、町民の輪が広がる交流機会の創出に努めます。また、講座や催しの情報を収集・整理し、町民によりわかりやすく発信します。

事業：3-2-2
地域における生涯学習活動への支援

家庭や地域社会を取り巻く様々な課題に対応するため、学校・家庭・地域との連携・協力を強め、町民が主体的に活動ができるように支援を行います。また、地域づくりのリーダーとなる人材の発掘・育成に努めます。

事業：3-2-3
社会教育施設の整備・充実

活動の拠点となる中央公民館などの維持管理を適正に行い、安心して利用できる施設となるよう努めます。また、耐震化や長寿命化などに向けた検証を進め、安全対策を推進します。

事業：3-2-4
読書活動の推進

町民の読書活動を促進するとともに、地域の情報拠点となるよう、様々な資料や情報の収集・提供等に取り組み、サービスの充実に努めます。また、読書活動に関連するイベントの開催や、学校図書館との連携による子どもの読書活動の推進など、図書館活動の振興を図ります。

事業：3-2-5
★子ども・若者の健全育成

青少年の健全な育成を図るため、良好な社会環境づくりについて家庭や地域に啓発するとともに、地域と連携して健全育成や非行防止のための活動を推進します。また、困難を抱える子ども・若者が自立できるよう、関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの状況やライフスタイルに応じた切れ目のない支援に取り組みます。

個別計画等

計画名	計画期間
白老町教育推進基本計画（白老町教育大綱）	平成28年度～令和2年度
社会教育中期計画	平成28年度～令和2年度
子どもの読書活動推進計画	平成31年度～令和5年度
白老町立図書館事業計画	単年度
しらおい子ども憲章	平成25年度～

第4章

基本施策 3-3 芸術文化

現状と課題

芸術文化は、豊かな創造性や感受性を育み、町民の生活に潤いをもたらすものであり、ウポポイの開設を契機に活動のすそ野が広がりをみせています。

文化活動の更なる活性化とすそ野拡大のためには、関係団体と連携をとり、町民の活動意欲に応えられるような支援の充実が必要です。

町民の身近な学習の場である仙台藩白老元陣屋資料館では、地域の歴史や文化を継承し、次代へつなげていくた

め、保存活用計画を基にした取り組みを進めています。

また、増加が予想される外国人観光客に対応するため、多言語ガイドシステムを導入するなど、利用者ニーズや目線を意識した施設運営を図っています。

町民がまちの魅力や良さに気付く「地域学講座」の開設を通して、町民がふるさと・白老に対して誇りや愛着を持てるような環境整備を充実させることが求められています。

薫り高い芸術文化を体感し、 心豊かに暮らせるまち

先人が築いた地域の歴史や文化に触れ、文化的に暮らせるまちを実現します。

めざす姿

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

◆芸術・文化に触れる機会が充実していると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

57.1%

目標値(令和9年度)

63.1%

1. 成果指標【まちづくり指標】

◆陣屋資料館入館者数

現状値(令和元年度)

5,313人

目標値(令和9年度)

10,000人

2. 成果指標【まちづくり指標】

◆芸術文化鑑賞事業実施回数

現状値(令和元年度)

6回

目標値(令和9年度)

8回

基本事業

事業：3-3-1

芸術文化の振興

芸術文化を身近に親しむことのできる環境づくりに努めるとともに、町民による主体的な活動の推進や、発表の機会の提供、活動を担う人材づくり等への支援など、町内における芸術文化の振興に努めます。

事業：3-3-2

史跡・文化財の保全と活用

史跡や指定文化財など、貴重な歴史資源を次世代に継承するとともに、広く町民に親しんでもらうため、それぞれの特性に応じた保存と活用に取り組みます。また、博物館活動に関わるボランティア人材の育成を通じ、町民の意識の高揚や自主的な活動を促進します。



(館長とまち歩き講座)



(白老町文化祭)

個別計画等

計画名

計画期間

白老仙台藩陣屋跡保存活用計画	令和2年度～
歴史と文化のまち宣言	昭和63年度～

第4章

基本施策 3-4 スポーツ

現状と課題

近年の健康志向の高まりや、子どもの体を動かす機会の減少が指摘されるなか、スポーツ活動を通して心身の発達や健康の増進を図り、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。

本町では、スポーツに対する町民ニーズが高まるなか、各種競技の普及や指導者の育成を図るため、関係団体と連携した取り組みを進めています。

総合体育館や桜ヶ丘運動公園など、既存のスポーツ施設を活用し、さらなる利用促進を図るための講習会やス

ポーツイベントの充実が必要です。また、誰もが安全・安心で快適にスポーツを楽しむことができるよう、老朽化が進む施設については、計画的な改修が求められています。

スポーツ資源を活用した地域経済活性化の動きも高まってきており、交流人口の拡大を図るためにスポーツイベントの開催や、スポーツツーリズムへの対応等についても検討が必要です。

めざす姿

誰もが気軽にスポーツに参加し、元気で健やかに暮らせるまち

身近で気軽なスポーツを楽しみながら、健康的に暮らせるまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆運動に親しむことのできる環境が充実していると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

56.0%

目標値(令和9年度)

62.0%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆スポーツ事業等実施回数

現状値(令和元年度)

13回

目標値(令和9年度)

21回

2. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆体力づくり教室の実施回数

現状値(令和元年度)

0回

目標値(令和9年度)

24回

基本事業

事業：3-4-1

★スポーツの振興

町民一人ひとりが目的や体力に応じて気軽にスポーツ活動へ参加できるよう、関係団体や学校、地域と連携して、スポーツに触れる機会の提供や、指導者の育成等に努めます。また、健康づくりや町民の交流を促す、ニュースポーツ等の普及活動を推進します。

事業：3-4-2

スポーツ施設の整備充実

スポーツ・レクリエーションの拠点となるスポーツ施設を町民が安全・安心に利用できるよう、施設の計画的な改修と適正な維持管理に努めます。また、各施設の特性に応じた運営内容の充実を図るとともに、利用促進に向けた情報発信に努めます。

事業：3-4-3

スポーツによる地域活性化

スポーツを通じて地域経済の活性化を図るため、スポーツツーリズムや、スポーツイベントの開催、大規模な大会やスポーツ合宿の誘致等に取り組み、スポーツを核としたまちづくりを推進します。



(ゲーリング大会)



(健康マラソンファミリーウォーキング大会)

個別計画等

計画名	計画期間
白老町教育推進基本計画（白老町教育大綱）	平成28年度～令和2年度
社会教育中期計画	平成28年度～令和2年度
スポーツ都市宣言	昭和51年度～

第4章

基本施策 3-5 民族文化

現状と課題

近世以降の和人の流入、明治以降の国の政策により、先住民族であるアイヌ民族の尊厳と文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が求められています。

しかし、アイヌ文化の伝承者は減少し、自然と共に生きる暮らしの中で生み出された、有形、無形を含めた様々なアイヌ文化が存立の危機に瀕しているとともに、未だ、アイヌ民族の文化や歴史等についても町内外で十分な理解が得られていない状況にあります。

こうした背景を踏まえ、アイヌ文化の復興・発展と先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として、2020年4月にウポポイが本町にオープンします。

これからも町として、アイヌ民族の文化や歴史の正しい認識と理解を深める機会の充実や、伝承者の確保に向けた支援、文化伝承の環境整備等が求められます。

めざす姿

アイヌ民族の尊厳の保持と、文化・歴史の次世代への継承により、多文化共生社会が実現するまち

アイヌ新法の理念に基づき、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、次世代へ継承されるまちの実現を目指します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆アイヌ文化が国内外各層へ幅広く普及していると感じる町民の割合

現状値
(令和元年度)
60.2%

目標値
(令和9年度)
66.2%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆アイヌ文化の理解を深めるための講習会開催回数

現状値
(令和元年度)
30回

目標値
(令和9年度)
40回

基本事業

事業：3-5-1

アイヌ文化の理解促進・普及啓発

ウポポイなど関係機関と連携しながら、アイヌ民族の文化や歴史について、町内外へ情報発信するとともに、アイヌ文化を見て、触れて、学べる、様々な機会を提供することにより、各階層への理解の促進を図ります。

事業：3-5-2

アイヌ文化伝承活動団体への支援

アイヌ文化伝承活動団体等に対して、伝統儀式、古式舞踊をはじめとしたアイヌ文化の保存活動や、口承文芸等の継承活動への支援を行うことで、アイヌ文化が正しく後世に継承されるよう、伝承活動の継続支援に努めます。

事業：3-5-3

アイヌの伝統的生活空間の再生

自然と共生してきたアイヌの人々の伝統的生活の場を再生するとともに、伝承活動等に必要な自然素材の供給を可能とする空間を形成します。また、その素材を活用しつつ、教育・体験型イオルとしてアイヌ文化の伝承・体験交流の促進を図ります。



(アイヌ語初級講座)



(豊漁を祈る儀式「ペッカムイノミ」)

個別計画等

計画名	計画期間
白老町アイヌ施策基本方針	平成19年度～
白老町アイヌ施策推進地域計画	令和元年度～令和5年度
白老町アイヌ文化振興基本方針・同事業計画	平成14年度～

第4章

基本施策 3-6 人権

現状と課題

めざす姿

人権とは誰もが生まれながらにして平等に持っているものであり、保障されるべき権利です。

本町では、これまで関係機関等との連携により、人権についての正しい理解と人権尊重の理念を深めるための教育や意識啓発等を進めてきました。しかしながら、偏見等による潜在的な差別は未だ根深く存在しており、近年においてはSNSの普及もあって、インターネットによる人権侵害など、新たな問題が生じています。

これからも、人権意識の高揚に向けて、関係機関等との連携を強化しながら

ら、継続的な人権教育と啓発活動に努めていくことが求められます。

一方、少子高齢化や人口減少を背景に、女性の活躍促進が求められるなか、本町では白老町男女共同参画計画（あいプラン）を策定し、男女があらゆる分野で対等な立場で活動できる環境づくりを進めています。

これからは、男女の固定的な役割分担意識の解消や、共に担う子育て意識の醸成をはじめ、地域活動における男女共同参画の推進等を図り、ともに輝くまちづくりを進めていかなければなりません。

互いの人権を尊重し合い、差別のないまち

町民一人ひとりの人権が尊重され、偏見のない、誰もが幸せに暮らせるまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

◆人権に関する相談や支援体制の整備を推進していると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

55.1%

目標値(令和9年度)

61.1%

1. 成果指標【まちづくり指標】

◆各種審議会等における女性の登用率

現状値(令和元年度)

28.7%

目標値(令和9年度)

35.0%

基本事業

事業：3-6-1 人権啓発

日常生活において、人権尊重の意識が定着し、人権について正しい理解が進むように、様々な機会を活用し、効果的な人権教育と啓発に努めます。

事業：3-6-2 男女共同参画

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画について理解を高めるため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や、女性の活躍の促進に取り組むとともに、女性に対するあらゆる暴力の防止と根絶に向けた広報と意識啓発に努めます。



(人権の花運動)



(人権困りごと相談会)

個別計画等

計画名

白老町男女共同参画計画（あいプラン）

計画期間

令和2年度～令和5年度

基本方針 4 経済産業分野

～魅力と活力にあふれ、 賑わいが生まれる産業のまち～

4-1 産業連携・雇用	★ 4-1-1 産業連携の推進と投資意欲の醸成	86,87
	★ 4-1-2 雇用機会の拡大と就業環境の充実	
	★ 4-1-3 移住・定住の促進	
	★ 4-1-4 企業誘致の推進	
4-2 港湾	4-2-1 港湾機能の整備促進	88,89
	4-2-2 商港区の利用促進	
	4-2-3 臨海地区の土地利活用	
4-3 商工業	★ 4-3-1 商工業の活性化	90,91
	★ 4-3-2 中小企業振興と創業支援	
4-4 観光	★ 4-4-1 魅力ある観光地の形成	92,93
	★ 4-4-2 魅力ある地域資源の活用	
	★ 4-4-3 訪れやすいまちづくりの整備・充実	
	★ 4-4-4 新たな誘客への取り組み	
4-5 農林業	4-5-1 農業基盤の整備	94,95
	★ 4-5-2 農業所得の向上	
	★ 4-5-3 農業経営者の育成・支援	
	★ 4-5-4 森林の整備と経営の安定化	
4-6 水産業	4-5-5 林産物の利活用の推進	96,97
	4-6-1 漁業基盤の強化	
	★ 4-6-2 水産業経営の安定化	
	4-6-3 水産資源の保護・育成	

第4章

基本施策 4-1 産業連携・雇用

現状と課題

ウポポイの開設を契機として、多くの観光客を受け入れる体制づくりが急務となっており、現在、異業種間による産業連携や、観光振興のけん引役である地域DMOを主軸とした地域内連携の促進が求められています。

また、ウポポイの集客力を期待した新規起業の動きや、空き店舗等の既存ストックの活用も活発化していることから、この動きを促進させるための総合的な支援の充実が求められます。

近年、本町においては企業が求める人材と求職者の希望する職種のミスマ

ッチ等を理由に、人材不足が慢性化しています。

町内では、若い世代が望む雇用形態や職種が少なく、新規学卒者をはじめとする若い労働力が町外へ流出しており、定住が進まない状況にあります。

これからは、若者が求める魅力的な雇用の創出のほか、U・I・Jターンの推進による関係人口の拡大等に努めていく必要があります。また、人材不足による外国人労働者を雇用する動きも高まってできることから、制度の啓蒙が求められています。

めざす姿

働きたい人が求める、多くの雇用の場があり、安心して働くことができるまち

地元で安心して働く場所がたくさんあり、若い労働力が還流するまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

◆自らの能力を十分に發揮し、安心して働くことができる雇用環境が充実していると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

51.0%

目標値(令和9年度)

57.0%

1. 成果指標【まちづくり指標】

◆立地企業件数（延べ）

現状値(令和元年度)

32 件

目標値(令和9年度)

34 件

基本事業

事業：4-1-1

★産業連携の推進と投資意欲の醸成

創業支援計画の策定により、総合的なサポート体制を構築し、町内での投資意欲のある創業者を継続的に輩出・支援していきます。また、白老立地企業連絡協議会等による異業種間の産業連携や、観光を主軸とした地域D M Oによる地域内連携を強化し、経済循環を促進させます。

事業：4-1-2

★雇用機会の拡大と就業環境の充実

働く意欲があるすべての人が希望と適正に応じた職に就くことができるよう、ハローワークや関係機関と連携を図りながら、就労機会の確保と職業能力の向上を支援します。また、働き方改革による労働条件の改善のほか、定年延長や再雇用による高齢者雇用、外国人技能実習生の活用等を図るなど、安定的な人材確保に努めます。

事業：4-1-3

★移住・定住の促進

しらおい移住滞在交流促進協議会と連携し、首都圏での移住相談会への参加やホームページの充実などにより、本町に対する理解を深める取り組みを推進するとともに、移住希望者に対する住まいや仕事に関する情報提供、相談体制の充実を図り、移住・定住の促進や関係人口の増加につなげていきます。

事業：4-1-4

★企業誘致の推進

町内工業団地等への企業立地を推進するため、首都圏企業に対して本町の持つ特性や地理的優位性を積極的にPRするとともに、立地企業に対する各種支援制度の利用促進や相談業務などアフターフォローにも努めます。

個別計画等

計画名

白老町創業支援計画

計画期間

令和2年度～令和6年度

第4章

基本施策 4-2 港湾

現状と課題

白老港は、昭和57年の新規着工以来、背後圏企業の原材料及び製品等の流通に貢献する拠点港として、さらには沿岸で展開される水産活動の基地として、地域の産業・経済に密着した重要な役割を果たしています。

現在は、第3商港区の一部が供用開始となっていますが、防波堤等が未完であり、港湾内の静穏度が保たれていないことから、早期の整備促進が求められています。

一方、漁港区においては、漁船の大型化が進み、係留施設の狭隘化が課題

となっています。さらには、主力貨物である砂の取扱量の減少が今後予測されることから、新規貨物の開拓が求められています。

これからは、第3商港区の優位性を高めるための港湾利用を伴う企業誘致や大型クルーズ船の誘致活動等、港湾施設の更なる利用促進に向けた事業展開が求められます。

めざす姿

港のもつ機能をフルに活かし、 海の玄関口として発展するまち

港湾機能の強化により、道央圏の物流拠点として、さらには、町民の憩いの場として地域が賑わうまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆地方港湾白老港が整備され商港区や関連施設の利用が促進されていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)
50.7%

目標値(令和9年度)
56.7%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆取扱貨物量の実績

現状値(令和元年度)
122万t

目標値(令和9年度)
140万t

2. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆クルーズ客船、大型貨物船の寄港回数

現状値(令和元年度)
0隻

目標値(令和9年度)
4隻

基本事業

事業：4-2-1

港湾機能の整備促進

物流拠点としての機能を強化するため、第3商港区の静穏度向上に向けた島防波堤の整備を促進するとともに、白老港維持管理計画に基づいた適切な維持管理に努め、港湾施設の長寿命化を図ります。

事業：4-2-2

商港区の利用促進

港湾利用の促進により地域経済を活性化するため、企業誘致とタイアップした新規取扱貨物の開拓や、ウポポイの開設をセールスポイントとしたクルーズ船の誘致に努めます。

事業：4-2-3

臨港地区の土地利活用

白老港臨港地区の有効利用を図るため、公共工事ヤードとしての貸し付けや、港湾利用を伴う企業誘致活動を行うとともに、親しまれる港として朝市や各種イベントを開催し、憩いの場の創出に努めます。



(クルーズ客船「ぱしふいいくびいなす」寄港)



(紙製品荷役)

個別計画等

計画名	計画期間
白老港港湾計画基本構想	平成17年度～
白老港維持管理計画	平成25年度～令和33年度

第4章

基本施策 4-3 商工業

現状と課題

町の活力を維持・向上させていくためには、町内の経済活動の活発化が重要です。商工業の振興のため、商店街や商工会などと協力して市街地の活性化に取り組むとともに、中小企業や個人事業者の経営安定、投資意欲を促す施策が求められています。

近年、ウポポイの開設を好機として取り組んできた創業支援制度等が功を奏し、これまでに数多くの新規出店がみられたほか、白老駅北観光商業ゾーン（ポロトミンタラ）の開発も進み、商工業の活性化がみられます。

一方で、インターネット等による通信販売や、ネットショッピングなど、買い物の多様化が進み、さらには、経営者の高齢化による後継者不足も相まって、空き店舗の常態化がみられます。

これからは、事業者に対する金融支援や様々な課題解決に向けた総合的な支援体制づくりを進め、商工業のさらなる活性化に取り組む必要があります。

商店街に多くの人が集まり、 にぎやかで活気のあるまち

めざす姿

中小企業の活発な事業展開により、稼ぐ力を生み出し、地域経済の活性化を図ることで、中心市街地が大いに賑わうまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

◆新規企業の誘致や地域資源を活用した商品開発が推進されていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

44.3%

目標値(令和9年度)

50.3%

1. 成果指標【まちづくり指標】

◆製造品出荷額

現状値(令和元年度)

625 億円

目標値(令和9年度)

633 億円

2. 成果指標【まちづくり指標】

◆新規創業支援件数（延べ）

現状値(令和元年度)

4 件

目標値(令和9年度)

12 件

基本事業

事業：4-3-1

★商工業の活性化

購買力の流出抑制や来訪者の増加を見据えた町内消費の拡大を図るため、既存商店街の活性化策や、白老駅北観光商業ゾーン基本計画に基づいた振興策等に取り組み、商工業の活性化による稼ぐ力の創出に努めます。

事業：4-3-2

★中小企業振興と創業支援

中小企業や個人事業者の経営安定を図るため、商工会など関係機関との連携により各種融資制度や助成制度の充実に努めるとともに、起業意欲を喚起するため、創業支援計画を策定し、支援メニューの拡大を推進します。



(創業支援実績店舗)



(インフォメーションセンター)

個別計画等

計画名	計画期間
白老駅北観光商業ゾーン基本計画	平成30年度～
白老町創業支援計画	令和2年度～令和6年度
先端設備等導入計画	平成30年度～

第4章

基本施策 4-4 観光

現状と課題

めざす姿

観光は、交流人口の増加や地域経済の活性化をもたらす産業として期待されており、関係機関・団体と連携し、その強化に取り組んでいます。

本町においては、ウポポイを町内観光の起爆剤として作用させるため、白老観光協会が観光振興の総合的な役割（地域DMO）となって、町内への周遊性を高める取り組みを進めています。

また、ウポポイへの来訪者100万人の達成につなげるためには、観光資源の魅力向上と着地型観光の推進が不

可欠であり、効果的な情報発信と外国人を含む観光客の受入体制の充実が求められています。

加えて、観光リピーターを増やすため、おもてなしの精神の醸成と、多様化する観光ニーズへの対応力の向上が求められます。

これからは、ウポポイの開業効果を町内全体に波及させ、観光を主軸とした地域産業の活性化に努めていく必要があります。

自然や歴史、食、温泉など、 白老の魅力を求め、何度も訪れたくなるまち

地域資源を最大限に活かし、おもてなしの心をもって迎え、何度も訪れたいと思ってもらえるまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆おもてなしと思いやりの心あふれる受け入れ体制が充実していると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

48.8%

目標値(令和9年度)

54.8%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆観光入り込み客数

現状値(令和元年度)

1,505千人

目標値(令和9年度)

3,500千人

2. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆観光消費額

現状値(令和元年度)

-

目標値(令和9年度)

150億円

基本事業

事業：4-4-1

★魅力ある観光地の形成

ウポポイの開設を契機とし、観光地としての魅力を向上させるため、白老観光協会が地域D M Oの取得を目指すほか、関係機関との連携により、町内の周遊性を高めるための施策を展開します。

事業：4-4-2

★魅力ある地域資源の活用

豊富な食材やアイヌ文化を取り入れた商品開発・飲食の提供のほか、自然景観の保存・整備、温泉資源の利活用など、本町の持つ魅力ある地域資源を活用し、地域価値を高める取り組みを推進します。

事業：4-4-3

★訪れやすいまちづくりの整備・充実

多様化する観光ニーズに応えるため、観光インフォメーションセンターを拠点とした町内の周遊性を高めるための情報発信やガイド人材の育成、交通アクセスの整備のほか、宿泊施設、飲食店、土産品店等、民間事業者の参入促進等に努めます。また、外国人観光客の増加に備え、多言語対応やキャッシュレス化、観光地のバリアフリー等にも取り組みます。

事業：4-4-4

★新たな誘客への取り組み

地域D M Oの本登録を目指す白老観光協会が中心となり、観光客動向調査や観光ニーズの把握等に努めるとともに、旅行商品の販売や、アクティビティ（屋外での遊び）の充実、教育旅行の誘致、アイヌ文化を取り入れた商品開発、販売等に取り組みます。

個別計画等

計画名

(仮称) 白老町観光振興計画

計画期間

令和2年度～

第4章

基本施策 4-5 農林業

現状と課題

農業者の高齢化や減少、後継者不足、耕作放棄地の拡大、農業生産基盤の維持管理コストの増大等、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

農業の持続的な発展を促すためには、農業生産基盤の整備や、経営体质の強化、農業後継者の育成等に取り組んでいかなければなりません。

また、農業者の所得向上を図るためにには、6次産業化や農商工連携を推進し、加工品の生産、開発により付加価値を高め、ブランド力を強化することが求められます。

近年、大規模施設栽培による耕種農業の取り組みが進む一方、エゾシカの生息頭数の増加による農業被害が課題となっており、被害防止、資源保護のためにも、個体数の調整が必要となっています。

林業においては、木材価格の長期低迷、採算性の悪化に伴い、森林所有者の経営意欲が減退し、放置されている森林が目立っています。林業の担い手の育成、林道整備、間伐などに取り組み、森林の持つ多面的な機能の維持・回復に努めていかなければなりません。

めざす姿

農林業の担い手が育ち、未来につづくまち

農林地の保全と有効利用が進み、意欲ある担い手が育まれ、稼ぐ農業を実践しながら、未来に続くまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆安全安心な生産体制の確立や農業経営の強化、森林の整備・保全が促進されていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

52.6%

目標値(令和9年度)

58.6%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆農林業従事者数

現状値(令和元年度)

463人

目標値(令和9年度)

500人

2. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆特用林産物生産量

現状値(令和元年度)

2,079 t
(H28~30 平均)

目標値(令和9年度)

2,079 t

基本事業

事業：4-5-1

農業基盤の整備

農業者が安定的、効率的に生産できる体制を整えるため、ほ場、農道等の基盤整備を行うとともに、計画的な土地利用と優良農地の保全を推進します。また、野生鳥獣の駆除や防除施設の設置への支援等にも取り組みます。

事業：4-5-2

★農業所得の向上

農業経営の発展・改善を目的に作業の機械化による省力化及び低コスト化を図り、生産性の向上と合理化を進めます。また、消費者における食の安全・安心や地産地消意識の期待に応えるため、生産者の顔が見える安全・安心な農畜産物の提供に努めます。さらに、6次産業化による農畜産物の付加価値向上や、特産品PRによるブランドイメージの推進、グリーンツーリズムの推進による交流人口の増加等により、販路拡大に努め、農業所得増による経営の強化に取り組みます。

事業：4-5-3

★農業経営者の育成・支援

就農希望者に対する啓発・相談活動をはじめ、就農準備から就農後の経営確立までの継続した支援を行い、新規就農者の育成・確保を図ります。また、持続可能な営農体制を構築するため、農業経営の法人化や担い手への農地の集積・集約化を促進させます。

事業：4-5-4

★森林の整備と経営の安定化

森林の持つ多様な公的機能を発揮するため、「森林整備計画」に基づく総合的な森林整備を図るとともに、関係団体との協働による環境共生型の森林づくりを推進します。また、持続可能な森林経営の促進を図るため、森林施業の集約化のほか、林道や林業機械等の整備を推進するとともに、林業従事者の担い手確保等に取り組み、経営の安定化に努めます。

事業：4-5-5

林産物の利活用の推進

木材、間伐材の利用・流通を促進するとともに、しいたけや木炭などの特用林産物の産地力向上や、公共建築物等への地域材の利用促進等を図り、林業の振興に努めます。

個別計画等

計画名	計画期間
白老町農業経営基盤強化促進基本構想	平成29年度～
白老町農業振興地域整備計画	平成21年度～（隨時更新）
白老町森林整備計画	平成28年度～令和8年度
農村滞在型余暇活動機能整備計画	平成31年度～
白老町肉用牛生産近代化計画書	平成28年度～令和7年度
白老町鳥獣被害防止計画	平成31年度～令和3年度
白老町緊急捕獲等計画	平成31年度～令和3年度
白老町地域材利用推進方針	平成23年度～

第4章

基本施策 4-6 水産業

現状と課題

魚価低迷が続くなか、資材及び餌代、燃料価格の高騰により漁家経営が苦しくなっています。また、組合員の高齢化と担い手不足も相まって、漁業者の減少に歯止めがかからず、本町の水産業を取り巻く環境は、より一層厳しくなっていることから、漁協等関係機関との連携による水産業支援体制の強化が求められています。

近年の海水温の上昇により、回遊性魚種の水産資源が減少するなか、本町においても秋サケやスケトウタラ等の漁獲量が減少傾向にあります。安定した漁家経営を維持するためには、産卵

親魚を保全する資源管理型漁業やつくり育てる栽培漁業の推進が必要であり、また、先端技術の導入の可能性についても関係機関等と連携しながら、調査・研究していくことが求められています。

水産加工業については、たらこの製造が中心でありますが、原料となるスケトウタラの漁獲量の減少や、輸入水産加工品の増加等の影響を受けて厳しい経営環境に置かれています。水産業経営の安定化を図るため、消費者ニーズに対応した商品開発や地域ブランドの推進が求められています。

水産資源の育成と活用により、 安定した経営ができるまち

めざす姿

意欲ある担い手を育み、水産物を安定的に生産・漁獲し、経営の安定化が図れるまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆装備・機械の近代化や担い手の育成、漁場など生産基盤の整備がされていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

54.9%

目標値(令和9年度)

60.9%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆つくり育てる漁業の生産額

現状値(令和元年度)

108 百万円

目標値(令和9年度)

190 百万円

2. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆新規就業者数（延べ）

現状値(令和元年度)

2人

目標値(令和9年度)

16人

基本事業

事業：4-6-1

漁業基盤の強化

漁業生産基盤の強化を図るため、関係機関と連携しながら、狭隘化に伴う係留施設の増設や、屋根付き岸壁の整備等、漁港施設の機能保全・強化を促進させるとともに、後背施設についても計画的な整備促進を図ります。

事業：4-6-2

★水産業経営の安定化

漁協等関係機関と連携し、経営合理化や生産性を向上させる取り組み等を支援することで漁業経営基盤を強化し、漁家所得の向上を図ります。また、水産加工技術の高度化による付加価値向上対策の促進や次世代の担い手確保、人材育成を進め、活力のある漁業、水産加工業の確立を図ります。さらには、白老産水産物の普及宣伝や地域ブランド化の推進、多様な販売戦略の展開等に努め、販路開拓・消費拡大による経営の安定化を進めます。

事業：4-6-3

水産資源の保護・育成

回遊性魚種の安定した生産を確保するため、適切な資源利用や秩序ある操業による漁獲管理に取り組むとともに、根付資源に対する資源管理型漁業の促進や、栽培漁業の振興に努め、水産資源の保護・育成を図ります。また、有害生物であるヒトデ等の駆除を促進させるとともに、漁具等に被害を及ぼすサメの有効活用化についても推進します。

個別計画等

計画名

計画期間

浜の活力再生プラン

平成31年度～令和6年度

登別・白老（虎杖浜）地域マリンビジョン計画

平成18年度～

基本方針 5 地域自治分野

～共に生き共に創る、町民主役のまち～

5-1 地域活動	★ 5-1-1 町民参加・協働の推進	
	★ 5-1-2 地域コミュニティの活性化	
	5-1-3 広報広聴の充実	100,101
	5-1-4 情報公開の充実	
5-2 交流・連携	5-2-1 国際交流の推進	
	5-2-2 国内交流の推進	102,103
	5-2-3 広域連携の推進	
5-3 行財政運営	5-3-1 行政サービスの充実	
	5-3-2 効率的・効果的な行政運営	
	5-3-3 健全な財政運営	104,105
	5-3-4 公共施設の適正化	

第4章

基本施策 5-1 地域活動

現状と課題

少子高齢化や人口減少の進行、単身高齢世帯の増加等を背景に、町内会組織の高齢化や役員等の担い手不足、地域活動への参加者の固定化などが喫緊の課題となっています。

これまで、地域コミュニティ計画の策定や、地域担当職員（集落支援員）の配置、がんばる地域コミュニティ応援補助制度の創設など、住民主体による課題解決に向けた取り組みを推進してきました。

また、町民の協働意識の向上から、まちづくりへの参画を促すため、協働

のまちづくりセミナーや白老みらい創りプロジェクト等を開催し、自治基本条例の基本原則である情報共有、参画、協働の推進に努めてきました。

町民との協働を進めていくためには、自治基本条例の理念に基づき、行政情報の発信・共有の強化、対話による町民参加・若手参加の促進が不可欠であることから、これまで以上に町民と行政が手を取り合い、一体となってまちづくりを進めていくことが求められます。

めざす姿

人がつどい、つながり、きずなが築かれ、 一体感が感じられるまち

町民の自発的な活動が活発化し、町民と行政が一体となって創るまちづくりを目指します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

◆町民一人ひとりがまちの主体となり、「しあわせを感じるまち」が実現されていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)
53.9%

目標値(令和9年度)
59.9%

1. 成果指標【まちづくり指標】

◆町内会加入率

現状値(令和元年度)
90.0%

目標値(令和9年度)
90.0%

基本事業

事業：5-1-1

★町民参加・協働の推進

白老町自治基本条例の基本理念である「しあわせを感じるまち」を実現するため、町民参加の促進と行政情報の共有等、まちづくりに参加しやすい環境づくりを推進するとともに、町民との対話の場の充実に努めます。

事業：5-1-2

★地域コミュニティの活性化

人口減少や少子高齢化の進行に対応するため、住民自治の根幹となる地域コミュニティのあり方を活性化による地域課題の解決に向け、町内会や町内活動団体等、様々な団体における交流や連携を促進させ、主体的な取り組みを支援し、人材の育成やすそ野の拡大、団体・組織の活動基盤強化等に努めます。

事業：5-1-3

広報広聴の充実

町民が必要とする情報をよりわかりやすく提供するため、見る側の視点に立った広報紙面づくりや、見てみたいと思われるホームページづくりを継続的に推進するとともに、SNSを活用した情報発信など、多様な広報媒体の効率的・効果的な活用に努めます。また、幅広い町民要望・提案の把握に努め、町民の意見を町政に反映できるよう広聴活動の充実を図ります。

事業：5-1-4

情報公開の充実

町が保有する情報について、白老町情報公開条例に基づく適正な開示を行うことにより、町政の透明性の確保と、町の説明責任を果たし、公正で開かれた町政を推進します。

個別計画等

計画名	計画期間
白老町町民憲章	昭和49年度～
白老町自治基本条例	平成18年度～
地域コミュニティ基本方針	令和2年度～

第4章

基本施策 5-2 交流・連携

現状と課題

めざす姿

本町は、宮城県仙台市、青森県つがる市のほか、カナダ国B・C州ケネル市と姉妹都市交流を行っています。これまで、小中学校の姉妹校交流やスポーツ交流が主たる活動でしたが、近年、町民有志で組織する「つがる部会」や「ケネル白老フレンドシップクラブ」が立ち上がり、町民主体による交流活動が広がってきております。

これからも相互訪問や交流事業を通じて、次代を担う子どもたちをはじめ、町民の社会性・文化性を育み、多文化理解や国際感覚を醸成しながら、姉妹

都市との親睦をより一層深めることが求められます。

一方、急激な人口減少、少子高齢化を背景に、2040年にかけてインフラ施設の老朽化や空家等の増加といった行政課題の深刻化、行政職員の人手不足等が問題視されています。将来にわたり行政サービスの質を保持していくためには、近隣自治体との連携をさらに強化し、広域圏単位での振興と発展に努めていく必要があります。

広い視野と豊かな心をもつ人が育つ、 多様な交流ができるまち

交流を通じて、多角的な視野をもった人材育成に努め、また、近隣自治体との連携により、定住自立できるまちを目指します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

◆国内外の姉妹都市との交流や近隣自治体との広域的な連携が推進されていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)
54.8%

目標値(令和9年度)
60.8%

1. 成果指標【まちづくり指標】

◆姉妹都市等交流事業実施回数

現状値(令和元年度)
11回

目標値(令和9年度)
20回

基本事業

事業：5-2-1

国際交流の推進

国際姉妹都市であるケネル市との青少年派遣交流事業や相互交流などを通じて、改めて郷土の文化や伝統への理解を深めるとともに、異文化体験や外国人との相互コミュニケーションといった国際交流を通じ、広い視野を持ち、活躍できる人材の育成に努めます。

事業：5-2-2

国内交流の推進

本町のこれまでの歴史的淵源から強い絆で結ばれている姉妹都市との歴史、文化、スポーツ、経済を含めた幅広い分野での交流活動を通じ、関係人口の増加、相互の地域活性化に努めます。

事業：5-2-3

広域連携の推進

行政サービスの向上のため、国・道からの情報を迅速・的確に把握するとともに、それぞれの役割分担のもと、相互に協力して連携の強化に努めます。また、広域的な行政課題の解決や地域振興に向けて、近隣自治体や大学、各種関係機関との連携を図り、効率的な行政運営を推進します。



(姉妹都市交流「つがる部会」)



(姉妹都市交流「ケネル市」)

個別計画等

計画名	計画期間
千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画	平成28年度～令和7年度
東胆振定住自立圏共生ビジョン	令和2年度～令和6年度

第4章

基本施策 5-3 行財政運営

現状と課題

社会経済情勢が変化を続けるなか、町民の行政サービスに対するニーズは多様化、複雑化しています。限られた財源のなか、増加する行政需要に対して、柔軟かつ的確に対応できる行財政運営が求められています。

これからの中長期的には、町民の行政サービスに対するニーズに的確に対応できる政策形成能力の高い職員が求められており、職員の資質の向上をさらに図っていく必要があります。

職員数が減少している中において、効率的な行財政運営を目指すには、民間活力を効果的に活用し、施設管理や業務のアウトソーシングなどにより町民サービスの向上と行政組織のスリム化を進めなければなりません。

公共施設においては、近い将来、一斉に更新時期の到来が見込まれています。人口減少や少子高齢化に伴う施設需要の変化を見据えながら、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化や適正配置等の計画的な推進が必要となります。

めざす姿

効率的、効果的で信頼される行財政運営により、時代に即応した行政サービスが提供できるまち

健全な財政運営のもと、社会情勢や町民ニーズの変化に向き合いながら、将来にわたり持続できるまちを実現します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆計画的で健全な財政運営がされており、迅速で質の高い行政サービスが提供されていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

49.9%

目標値(令和9年度)

55.9%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆連結実質赤字比率

現状値(令和元年度)

-

目標値(令和9年度)

-

※現状値及び目標値の「-」は赤字が発生していないことを表しています。

基本事業

事業：5-3-1 行政サービスの充実

多様化する町民ニーズの把握に努めながら、窓口サービスの充実やＩＣＴを活用した新たなサービスの展開等により、町民の視点に立った行政サービスを提供します。

事業：5-3-2 効率的・効果的な行政運営

限られた行政資源の中で質の高いサービスを提供していくため、組織運営の最適化や、職員の人材育成に努めるとともに、「選択と集中」による事務事業の見直し等を図り、効率的・効果的な行政運営を実現します。

事業：5-3-3 健全な財政運営

将来にわたって行政サービスを持続的に提供するため、財政規律を堅持しつつ計画的で安定的な財政運営を推進するとともに、収納率の向上、町有財産の有効活用等、効率的・効果的な方法による財源の確保に努めます。

事業：5-3-4 公共施設の適正化

町民の安全で快適な暮らしを支える公共施設を今後も適正に管理していくため、適切かつ計画的な維持補修により長寿命化を目指すとともに、施設保有量の最適化を図ります。また、適切な品質管理とコスト削減により経費を縮減するとともに、大規模改修等に備え財源の確保に努めます。さらに、遊休・未利用財産を含めた町有財産の利活用についても検討します。

個別計画等

計画名	計画期間
白老町行政改革大綱	平成20年度～令和2年度
白老町集中改革プラン	平成29年度～令和2年度
白老町定員管理計画	平成29年度～令和2年度
白老町人材育成基本方針	平成19年度～(平成28年度改定)
白老町財政健全化プラン	平成26年度～令和2年度
白老町公共施設等総合管理計画	平成29年度～令和18年度
白老町公共建築物個別施設計画	平成31年度～
白老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年度～令和6年度
白老町過疎地域自立促進計画	平成28年度～令和2年度

基本計画に示した重点プロジェクトや分野別計画を着実かつ効果的に推進していくための推進体制や進行管理のしくみなど、計画の実現に向けた留意点を示します。

1 計画の推進体制

(1) 庁内における計画推進体制

基本計画に基づく施策は、施策を担当する各課が計画的に推進していきます。その際、広報誌や町ホームページ等の広報手段を通じて、町民等との情報共有に努め、協働のまちづくりを推進します。

また、重点プロジェクトに掲げる分野を横断する取組みについては、分野間の連携を密にするとともに、プロジェクトチームを適宜設置するなど、効率的な実施体制を構築します。

(2) 協働・連携による計画推進体制

町民や事業者、各種団体などと議会、行政による協働のまちづくりを推進するとともに、国や北海道、近隣市町村などとの広域的な連携・協力体制を深め、総合的かつ効果的に計画を推進していきます。

また、総合計画審議会を評価機関として位置付け、各種施策の評価とともに計画の進行管理を行い、計画の見直しも含めた検討を行います。

2 施策指標による進捗管理

目標と成果の可視化を図るため、施策ごとに指標を設定します。施策指標については、各施策のめざす姿や重点プロジェクトの達成度を確認するための一つの目安として活用します。客観的な数値により進捗を測る「客観的指標」と町民の評価による「主観的指標」を組み合わせて、その推移を検証に活用し、計画の進捗管理を行います。

なお、時代の趨勢を見ながら、必要に応じて適宜指標等を見直し、軌道修正を図ることで、施策指標の改善に努めます。

客観的指標 実績数値により成果を客観的に表し、定量的に把握する指標（原則、毎年度、実績数値を把握する）

主観的指標 町民の満足度など、町民がどのように感じているのかを表し、町民意識調査等により把握する指標（2年毎の町民意識調査により把握する）

3 計画推進に向けた行政経営

「白老町行政改革大綱」及び「白老町財政健全化プラン」の2つの計画を踏まえながら、限られた行政資源（ひと・もの・予算・情報）の最適配分・有効活用に努め、総合計画の具体的な施策展開（事務事業）などを示した「総合計画実施計画」を推進していきます。



資料編

第1章 計画策定の軌跡

第2章 町民参加プロセス

第3章 卷末付録

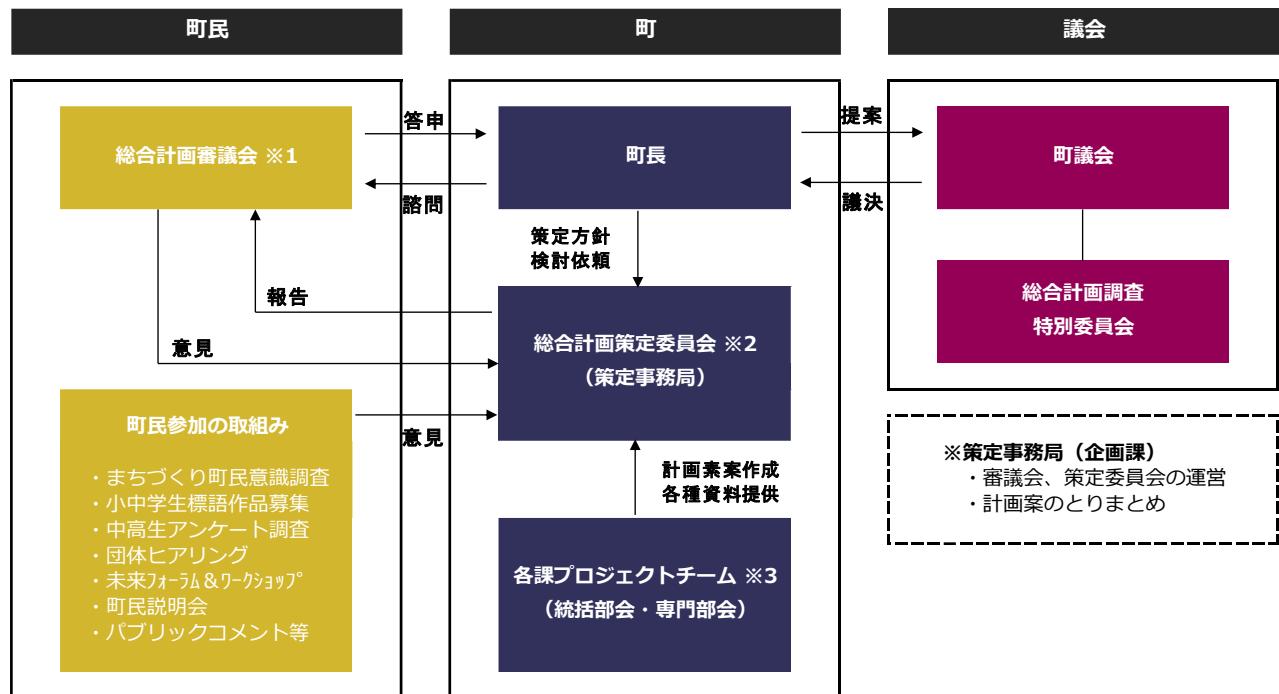
第1章 計画策定の軌跡

1 策定の経過

年月	審議会・策定委員会	町民参加	議会・行政
2019 4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 策定委員会委員の決定（4.2） ● 審議会委員の決定（4.19） ● 第1回策定委員会（4.25） まちの現状説明、策定方針の検討等 	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくり町民意識調査（～5月） 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回審議会（5.24） まちの現状説明、策定方針の検討等 ● 審議会への諮詢（5.24） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中学生アンケート調査 ● 小中学生まちづくり標語作品募集 ● 策定経過ホームページ公開（随時） ● 団体ヒアリング（～8月） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員説明会（5.13） 策定方針の説明等 ● 議会総務文教常任委員会（5.15） 策定方針の説明 ● 各課プロジェクトチーム設置 統括部会：10名、専門部会：45名 ● 各課PT第1回統括部会・専門部会 第5次計画の評価・検証等
6月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回策定委員会（6.28） 第5次計画の評価・検証、第6次計画の骨格検討等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高校生アンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 議会総務文教常任委員会（7.17） 第5次計画の評価検証の説明
7月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回審議会（7.12） 町民参加の取組報告、第5次計画の評価検証、第6次計画の骨格検討等 		
8月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3回審議会（8.9） 町民参加の取組報告、まちづくり標語の審査、まちの課題整理等 	<ul style="list-style-type: none"> ● しらおい未来フォーラム&まちづくりワークショップ（8.9） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各課PT第2回統括部会・専門部会 基本計画の骨格検討等
9月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4回審議会（9.26） 町民参加の取組報告、まちの課題整理、まちの将来像の検討等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学生まちづくり標語表彰式（9.3） 	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくり町民意識調査に基づく顧客満足度（C S）分析結果報告
10月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第5回審議会（10.31） 将来目標人口の検討、総論・基本構想（案）の検討等 		<ul style="list-style-type: none"> ● 各課PT第3回統括部会・専門部会 基本計画（案）の検討 ● 各課PT第4回統括部会・専門部会 総論・基本構想（案）の意見聴取 ● 各課PT第5回統括部会・専門部会 基本計画（案）の検討
11月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第6回審議会（11.29） 基本計画（案）の検討、評価指標の検討等 		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第7回審議会（12.19） 基本計画（案）の検討 ● 第3回策定委員会（12.23） 総論・基本構想・基本計画（案）の検討 ● 第8回審議会（12.26） 基本計画（案）の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民説明会（1.28・1.29・1.30） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員説明会（1.15） 総論・基本構想・基本計画（案）の説明 ● 議会全員協議会（1.24） 総論・基本構想・基本計画（案）の説明 ● 議会調査特別委員会設置（2.18）
2020年 1月			
2月		<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメント（1.31～2.29） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第9回審議会（3.24） 町民説明会・パブリックコメント結果報告、第6次計画（案）の最終確認、答申の内容確認等 ● 審議会からの答申（3.24） 	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの回答・結果公表（3.16） 	
4月			
5月			
6月			

2 策定組織

(1) 策定体制



【主な役割】

■ 総合計画審議会（※1）

役割：町長の諮問に応じ、町の総合計画に関する事項について調査及び審議を行い、意見を答申する

構成：公募及び町長の指名により、10名の委員で構成する

■ 総合計画策定委員会（※2）

役割：町の総合計画の策定過程及び計画案について、総括・調整を図る

構成：副町長、教育長、庁内の課長級職員及び学識経験者をもって構成する

■ 各課プロジェクトチーム（※3）

役割：各分野における諸課題等を整理し、次期総合計画（基本計画）の素案の策定等を行う

構成：課長職及びグループリーダー級の職員で構成する

第1章

(2) 総合計画審議会（委員名簿）※委員長、副委員長以外の掲載順は五十音順

役職	氏名	所属団体等
委員長	岡田路明	白老町文化財等運営審議会 運営委員
副委員長	中野嘉陽	白老町環境町民会議 会長
委員	宇佐見成美	公募委員
委員	宇津宮修	公募委員
委員	笠井雄太郎	一般社団法人 白老青年会議所 気概溢れる青年経済人育成委員会 委員長
委員	北平美樹	白老町社会教育委員 特定非営利活動法人 お助けネット 理事
委員	条田正博	公募委員
委員	倉地美直	社会福祉法人 優和会 理事長
委員	野瀬征宏	白老町教育委員
委員	牧野直樹	町内会連合会 事務局長

(3) 総合計画策定委員会（委員名簿）

役職	氏名	所属団体等
委員長	竹田敏雄	白老町副町長（令和元年12月4日～）
副委員長	古俣博之	白老町副町長
委員	安藤尚志	白老町教育委員会教育長
委員	高尾利弘	白老町総務課長
委員	大黒克己	白老町財政課長
委員	藤澤文一	白老町経済振興課長
委員	久保雅計	白老町健康福祉課長
委員	下河勇生	白老町建設課長
委員	川崎真也	北海道教育庁胆振教育局主査（白老町派遣）
学識経験者	有村幹治	室蘭工業大学 大学院工学研究科 准教授
学識経験者	鈴木聰士	北海学園大学 工学部生命工学科 教授
学識経験者 (町民)	谷野正明	白老町商工会理事
学識経験者 (町民)	中谷通恵	NPO 法人お助けネット代表

※令和元年12月3日までは岡村幸男氏が委員長を務める

(4) 各課プロジェクトチーム 統括部会

役 職	氏 名	所 属
生活・環境部会長	本 間 力	白老町生活環境課長
健康・福祉部会長	久 保 雅 計	白老町健康福祉課長
教育・生涯学習部会長	池 田 誠	白老町生涯学習課長
産業部会長	藤 澤 文 一	白老町経済振興課長
自治部会長	高 尾 利 弘	白老町総務課長

(5) 総合計画策定事務局

役 職	氏 名	所 属
事務局長	工 藤 智 寿	白老町企画課長
事務局員	温 井 雅 樹	白老町企画課 企画グループ 主幹
事務局員	安 藤 啓 一	白老町企画課 企画グループ 主任
事務局員	金 子 智 勇	白老町企画課 企画グループ 主事
事務局員	吉 井 雅 晴	白老町企画課 企画グループ 主事

第1章

3 審議会諮詢・答申

(1) 諒問

白企画第16号
令和元年5月24日

白老町総合計画審議会

委員長 岡田路明様

白老町長 戸田安彦

第6次白老町総合計画の策定について(諒問)

本町の新たなまちづくりの指針となる第6次白老町総合計画基本構想及び基本計画の策定について、貴審議会の意見を求める。

(2) 答申

令和2年3月24日

白老町長 戸田安彦様

白老町総合計画審議会

委員長 岡田路明

第6次白老町総合計画の策定について(答申)

令和元年5月24日付け白企画第16号で諮問のあった第6次白老町総合計画の策定について、当審議会で慎重に審議した結果、これを適當と認め、次の意見を付して答申します。

記

- 1 当審議会における審議内容をはじめ、町民意識調査や各種アンケートなど、町民参加プロセスを通じて把握した町民ニーズ等を十分考慮しながら、柔軟かつ的確に計画を推進いただきたい。
- 2 当計画の内容を広く町民に周知し、当町が目指すべき将来の姿と進むべき方向を共有しながら、協働のまちづくりを推進するよう努めていただきたい。
- 3 まちの将来像である「共に築く希望の未来 しあわせ感じる元気まち」の実現に向けて、本計画に掲げる各種施策を総合的に推進し、子どもから高齢者まですべての町民が幸せを実感できるようなまちづくりに努めていただきたい。
- 4 まちの重点課題である人口減少・少子高齢化の急速な進行を抑制するため、白老町まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体的な施策展開を図り、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを推進いただきたい。
- 5 施策の推進にあたっては、当町を取り巻く社会情勢や財政状況などを十分に踏まえ、優先度を見極めた実施に努めていただきたい。

第2章

町民参加プロセス

1 町民参加の経過

(1) まちづくり町民意識調査

調査対象	2,000名（町内在住満18歳以上の町民を対象に無作為抽出）
調査期間	平成31年4月26日～令和元年5月24日
調査項目	まちに対する好感度、現行施策に関する満足度と重要度評価など (全73項目)
回収数	580名(回答率29%)

(2) 中学生アンケート調査

調査対象	108名（町内中学校の第3学年）
調査期間	令和元年5月7日～令和元年5月31日
調査項目	まちへの愛着、居住評価、自身の将来、定住意向、今後のまちづくりなど (全10項目)
回収数	99名(回答率91.7%)

(3) 高校生アンケート調査

調査対象	204名（町内高等学校の第3学年）
調査期間	令和元年6月10日～令和元年6月28日
調査項目	まちに対する印象、卒業後の進路、今後のまちづくりなど（全22項目）
回収数	197名(回答率96.6%)

(4) 団体ヒアリング調査

調査団体	子育てママ（すくすく3・9）	外国人定住者
実施日	令和元年6月6日、7月8日	令和元年5月30日、6月11日
調査項目	子どもの将来に対する考え方	日常生活で不便に感じること
参加人数	6名	3名



調査団体	若手事業者・経営者（白老青年会議所）	役場若手職員（20歳代）
実施日	令和元年6月13日、7月8日、10日	令和元年7月3日
調査項目	まちの将来に対する考え方	地域との関り方に対する考え方
参加人数	5名	5名

調査団体	移住者（地域おこし協力隊）	一次産業（JF青年部OB・JA青年部）
実施日	令和元年5月30日、6月6日、11日	令和元年8月21日、23日、27日
調査項目	外から見えた白老町の強みと弱み	一次産業の将来に対する考え方
参加人数	6名	6名

調査団体	町内会長（アンケート調査）
実施日	令和元年7月29日～令和元年8月9日
調査項目	町内会における今後の課題と取り組み
回収数	84名（回答率82.4%）

（5）しらおい未来フォーラム&まちづくりワークショップ

開催日	令和元年8月9日
開催内容	【第1部】 将来の白老町のまちづくりを考える 【第2部】 まちづくりワークショップ
参加者数	61名



第2章

(6) 小中学生まちづくりに関する標語

募集期間	令和元年5月20日～令和元年5月31日
応募件数	小学生の部（5・6学年）：144作品（136名） 中学生の部（全学年）：263作品（258名）

入選作品

<小学生の部>

奏でよう未来 豊かな心で 白老町	[白老小 泉野 知花]
未来ある 自然豊かな 町づくり	[虎杖小 小澤 清陽]
イランカラブテ みんなでいさつ 元気町	[竹浦小 下澤 風那]
10年後 みんなが支える 元気まち	[白老小 久保 悠人]
楽しいよ 子どもも大人も 年寄りも みんなが笑顔 白老町	[萩野小 緒方 晃]
つくろうよ 世界一の ふるさとを	[萩野小 東 春音]
みんなでね イランカラブテ あいことば	[虎杖小 古川 紗衣]

<中学生の部>

つくろうよ 協力し合い 支え合い 思いがあふれる白老町	[白老中 成田 初音]
支え合い みんなでつくろう 白老町	[白翔中 中村 愛子]
つくりたい 誰もが輝く 元気町	[白翔中 藤島 架琳]
いつまでも 良き故郷と いえるまち 未来へ笑顔 つくるまち	[白老中 辻崎 大]
守ろうよ 伝統文化 きずなと縁	[白老中 上野 創太]
目指そうよ 皆が来たいと思う町 笑顔と自然を 大切に	[白老中 林 柚斗]
自然と共に 文化をつなぐ白老町	[白翔中 佐藤真奈美]

(7) 町民説明会

開催日	令和2年1月28日～30日
参加者数	43人



(8) パブリックコメント

開催日	令和2年1月31日～2月29日
意見件数	31件

1 白老町自治基本条例

白老町自治基本条例

平成18年12月15日
条例第30号
改正 平成24年6月28日条例第17号
平成29年9月25日条例第20号

私たちのまち白老は、豊かな太平洋（うみ）、多くの清流、緑いっぱいの山々とポロトの森に囲まれた自然あふれるまちです。

私たちは、アイヌの人々や先人が築いた輝かしい歴史と文化のもとに集い、学び、働き、暮らし、多様な産業を育みながら、心豊かに元気なまちづくりを今日まで進めてきました。

私たちは、まちづくりの主体として、協働の精神のもと、将来にわたり力を合わせ、自らのまちを自ら守り、育てることにより、次代を担う子どもたちに引き継ぐ責任があります。

そして、私たちは、自治の仕組みを制度として確立し、さらなる自治の推進を図ることで、「しあわせを感じるまち」を実現するため、白老町自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、白老町における自治の基本理念と基本原則を定め、町民、議会、町長と行政の役割を明らかにするとともに、それぞれの主体に関する基本的な事項と制度等を確立することにより、自主自立のまちづくりを進め、自治を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住み、働き、学ぶ子どもから高齢者や町内で事業活動を営む者をいいます。
- (2) 執行機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員と固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 町 執行機関と議会をいいます。
- (4) 町民活動団体 町民が自主的に組織した団体の総称をいいます。

(基本理念)

第3条 私たちは、まちづくりの主体として、自らの手で自らのまちを創っていこうとする意思を明確にし、考え方行動することで、互いに支えあい、いつまでも安心して共に活き活きと暮らすことのできる「しあわせを感じるまち」の実現を目指します。

2 私たちは、前項の規定の実現に向け、平和を願い、環境を守り、次代を担う子どもたちを育み、学び、働くことを通じて、将来にわたりまちづくりに取り組みます。

第2章 情報共有

第1節 情報共有の原則

(情報共有)

第4条 私たちは、互いに情報を伝え、情報共有によるまちづくりの推進に努めます。

(情報公開)

第5条 町は、町民に開かれた町政運営を推進するため、町が保有する情報をわかりやすく提供し、公開するよう努めます。

2 町は、町が保有する情報を統一した基準により管理し、保存します。

3 前2項に関して必要な事項は、別の条例等で定めます。

第2節 情報共有の基本事項**(説明責任)**

第6条 町は、公正で開かれた町政を進めるため、町政に関して町民に積極的に分かりやすく説明します。

2 町は、町民から説明を求められた場合には、誠実に応答します。

(町民の意見等への取扱い)

第7条 町は、町民の意見、要望、苦情等（以下「町民の意見等」といいます。）に対し、迅速かつ誠実に対処します。

2 町は、前項で寄せられた町民の意見等への対処経過についての記録を共有し、適切に管理します。

(選挙)

第8条 町長や町議会議員の候補者は、選挙に当たり、町政に関する自らの考え方を町民に示すよう努めます。

第3章 町民参加**(町政参加の推進)**

第9条 町は、まちづくりに町民の意思が反映されるよう町政参加を推進します。

(参加機会の保障)

第10条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参加する機会を保障し、町民参加を積極的に行います。

2 町は、多様な方法を用いて広く町民の意見を求め、町民の意思を反映した町政活動を行います。

(町政活動への参加)

第11条 町民は、前条の規定に基づき、町政活動の多様な機会へ参加するよう努めます。

第4章 町民**第1節 町民の基本事項****(町民の役割と基本姿勢)**

第12条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。

2 町民は、まちづくりに取り組む場合において、自らの能力や技術を積極的に発揮するとともにその発言や行動に責任を持つよう努めます。

3 町民は、お互いを尊重し、協力し、支え合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するよう努めます。

(町民の権利)

第13条 町民は、町の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、かつ、町政に参加する権利を有します。

第3章

第2節 町民活動

(町民活動)

第14条 町民は、自ら行う町民活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。

- 2 町民は、前項の規定に基づき組織された町民活動団体の役割と活動を尊重します。
- 3 町は、学習機会の提供等により、町民活動団体の支援に努めます。

第5章 議会

第1節 議会の基本事項

(議会の役割と責務)

第15条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成する議事機関として、議決事項を慎重に審議し、合議制によって、町の意思を決定する役割を有します。

- 2 議会は、情報共有と町民参加を図るとともに、不断の議会改革の推進に努めます。
- (議会の権限)

第16条 議会は、条例の制定、改正や廃止等の立法の権限を有します。

- 2 議会は、予算、決算、財産や政策執行等に関わる意思決定の権限を有します。
- 3 議会は、執行機関に対する調査や監査請求等の監視の権限を有します。

(議員の責務)

第17条 議員は、町民から選ばれた代表として、公益の実現に努める責務を有します。

- 2 議員は、議員としての能力を高めるため、自己研鑽に努める責務を有します。
- 3 議員は、政治倫理に基づいた誠実な活動を行う責務を有します。

(議会の組織)

第18条 議会の組織や議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分に考慮して定めます。

第2節 議会運営

(議会の会議)

第19条 議会は、本会議のほか、行政の調査、監視と積極的な政策形成を行うため、必要な会議を設置します。

- 2 議会の会議は、自由な討議を基本とします。
- 3 議長や委員長は、会議に出席させた説明員等に、質問や意見を述べさせることができます。
- 4 議会の会議は、原則公開とします。ただし、公開することが不適当と認められる場合は、その理由を公表して非公開とすることができます。

(議会活動の充実)

第20条 議会は、調査権の行使や町民提案等の活用を図り、政策提案を行うよう努めます。

- 2 議会は、まちづくりの理念に掲げる「しあわせを感じるまち」を実現するため、課題等を的確に把握し、議会活動における質疑の充実に努めます。
- 3 議会は、町民の意思の反映を図り、その自主性、自立性に基づき、まちづくりに関する調査研究を推進します。

(議員等の能力向上)

第21条 議会は、議員等の政策立案能力、立法能力と審議能力を高めるための研修を充実します。

- 2 議会は、議会活動の記録とともに、その活動の充実を図るための情報や資料を整備します。
- 3 議会は、まちづくりに関する政策を調査研究するため、必要に応じて政策研究会等を設置します。

第6章 行政

第1節 行政の基本事項

(行政の役割と責務)

第22条 執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を執行する役割を有します。

- 2 執行機関は、前項の役割を達成するため、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行する責務を有します。
- 3 執行機関は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行する責務を有します。
- 4 執行機関は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務を執行する責務を有します。

(町長の責務)

第23条 町長は、まちの代表者として公正で誠実に町政の執行に当たり、まちづくりを推進していく責務を有します。

- 2 町長は、町民の負託に応えるため、職員を適正に指揮監督し、効率的な組織体制を整備していく責務を有します。

(職員の責務)

第24条 職員は、町民との信頼関係を深め、法令等を遵守し、公正で適正に職務を遂行する責務を有します。

- 2 職員は、まちの課題に対応する施策の立案や町民が求め望むことに対する確実に対応できる職務能力の向上に努める責務を有します。

(組織・体制)

第25条 町長は、社会情勢の変化に迅速に対応するため、機能的で効率的かつ横断的な連携、調整を図ることのできる組織体制を確立し、円滑な行政運営を進めます。

- 2 町長は、円滑な行政運営を推進するため、職員の人材育成や政策能力の向上を図り、行政の政策活動の活発化に努めます。

第2節 行政運営

(行政運営の基本原則)

第26条 執行機関は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、基本構想とこれを具体化する計画（以下「総合計画」という。）を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

(総合計画)

第27条 町長は、まちのめざす将来の姿を明らかにし、政策を達成するための地域資源を有效地に活用して、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。

- 2 執行機関が行う政策、施策や事業は、法令の規定によるものや緊急を要するもののほかは、総合計画に根拠を置くものとします。
- 3 各分野における個別計画等は、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との調整を図りながら進行管理を行います。

第3章

(財政運営)

第28条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画と行政評価を踏まえ、中長期的な財政見通しのもと、財政計画を策定し、それに基づく予算の編成と執行を行うことにより、健全な財政運営に努めます。

(行政改革・行政評価)

第29条 執行機関は、行政運営のあり方を見直し、適正化や効率化を向上させるため、行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。

2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るための評価の仕組みを確立し、効果的で効率的な行政運営に努めます。

(行政手続)

第30条 執行機関は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。

(個人情報の保護)

第31条 執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供や管理等について、適切な措置を取ります。

2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。

(広域連携)

第32条 執行機関は、他自治体と広域的な連携を積極的に進め、相互に協力して、効率的なまちづくりを推進します。

2 執行機関は、各分野における様々な取組みを通じて、町外の人々との人的交流を図り、まちづくりを推進します。

(安全なまちづくり)

第33条 町は、災害等の緊急時における危機管理体制を整備し、町民の生命や財産等を守るとともに、生活基盤の安全性と安定性の向上に努めます。

2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の整備に努めます。

(住民投票)

第34条 町長は、町政に関わる重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

3 町長は、前項に定める条例に基づき住民投票を行うとき、住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければなりません。

第7章 最高規範と見直し

(まちづくりの最高規範)

第35条 私たちは、本町の自治制度に関する最高規範であるこの条例を誠実に遵守し、これに基づいてまちづくりを進めます。

2 私たちは、本町の政策執行に関する最高規範である総合計画に基づいてまちづくりを進めます。

3 町は、この規範にのっとり、自治の実現に向けた基本的な制度の整備と、町政執行のための基本的な計画の体系化に努めます。

(条例の見直し)

第36条 町は、この条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。

2 町は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは必要な措置を取ります。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成24年6月28日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 用語解説

英数字

● 6次産業化 [P94,95]

農業や水産業などの第1次産業が、食品加工（第2次産業）や流通・販売（第3次産業）に取り組むこと。

● DMO（ディーエムオー）[P86,87,92,93]

Destination Management/Marketing Organization の略で、観光地域づくり法人を表す。地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的なアプローチを取り入れた観光地域づくりを行う、舵取り役となる法人のこと。

● ICT－BCP（アイシーティー－ビー－シーピー）[P55]

ICTの業務継続計画（Business continuity planning）のこと。災害・事故時においても、業務を中断させず、中断してもできるだけ早く復旧させるための計画。

● IoT（アイオーティー）[P6]

Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進行し、新たな付加価値を生み出すもの。

● MICS（ミックス）[P53]

汚水処理施設共同整備事業のことで、省庁間の垣根を越えて、下水道とし尿（汲み取り）等の汚水処理施設を一元化し、施設

の集約化によりコストの縮減を図る整備手法のこと。

● RPA（アールピーエー）[P55]

Robotics Process Automation の略で、ロボットによる業務自動化のこと。人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。少人数で生産力を高める手段として注目されている。

● SNS（エスエヌエス）[P82,101]

Social Networking Service の略で、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。

● Society 5.0（ソサイエティ 5.0）[P55]

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目に新しい社会のこと。日本が目指すべき未来社会の姿。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより実現するもの。

● UJターン（ユーアイジェーターン）[P86]

Uターンは地方出身者が、再び出身地に移り住むこと。Jターンは地方出身者が出身地には戻らず都市と出身地の間で利便性の高い地域などに住むこと。Iターンは都市で育った者が地方に移り住むこと。

ア行

●アウトソーシング [P104]

外部委託のこと。組織内部で行っていき業務を外部の専門業者などに委託することで、より専門性の高い業務を行うことができる。

●インフラ [P2,11,13,14,102]

インフラストラクチャーの略。道路、公園・緑地、上下水道、港湾、河川等の産業や生活の基盤となる施設。

力行

●関係人口 [P86,87,103]

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる人々のこと。

●キャッシュレス [P93]

物理的な現金（紙幣・硬貨）を使用しなくても活動できる状態のこと。

●教育・体験型イオル [P81]

自然素材やチセなどを活用し、小中学生や町民の方々を対象としたアイヌ文化の体験等を行う事業の総称。

●共生型地域福祉拠点 [P65]

日常生活で様々な支援が必要な場面において、公的サービス以外に、住民同士がお互いに助け合い、支え合うための取り組み（共助）に導く拠点のこと。

●共生共創 [P18,21]

さまざまな人々が、互いを認め合い、支え合い、受容し合いながら、分け隔てなく共に暮らすことができる社会のもと、多様な主体が連携し、異なる視点で意見を出し合いながら、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げていく考え方。

●クラウドサービス [P55]

利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するもの。

●クリーンエネルギー [P44]

二酸化炭素 (CO_2) や窒素酸化物 (NO_x) などの有害物質を排出しない、または排出が少ないエネルギー源のこと。

●グリーンツーリズム [P95]

都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ長期滞在型の休暇。

●ゲートキーパー [P59]

「命の門番」という意味で、自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

●健幸（けんこう） [P19]

「健康」 + 「幸福」の造語で、個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心して豊かな生活を営むことを指す。

●健康寿命 [P13,14,19,58]

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

●幸感力（こうかんりょく）〔P18〕

幸せを感じる力のこと。すべての人がそれぞれの幸せを実感でき、自己実現がしやすいまちを目指すもの。

●合計特殊出生率〔P62〕

ひとりの女性が一生の間に出産する子どもの平均人数を推定する値で、15歳から49歳までの女性の出生率を合計したもの。

●公衆無線ＬＡＮ〔P38,55〕

店舗や公共の空間などで提供される、無線を活用したインターネット接続サービス。

●交流人口〔P29,30,78,92,95〕

定住人口（居住者）とは異なり、通勤、通学、観光等で他地域から訪れる人のこと。

●国土強靭化〔P6〕

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業施策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靭な国づくり・地域づくりを推進するもの。

●国立社会保障・人口問題研究所〔P6,17〕

平成8年に厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって設立した、厚生労働省に所属する国立の研究機関のこと。人口や世帯の動向、内外の社会保障政策や制度について研究を行う機関である。略して、社人研と呼ばれる。

●コミュニティ・スクール〔P72〕

保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていくための仕組み。学校運営協議会制度ともいう。

ナ行

●栽培漁業〔P96,97〕

卵から稚魚になるまでの期間を人間の管理下において守り育て、これを天然の水域へ放流した上で適切な管理を行い、対象とする水産資源の持続的な利用を図るもの。

●サイバーセキュリティ〔P55〕

サイバー攻撃に対する防御行為。コンピュータへの不正侵入、データの改ざんや破壊、情報漏えい、コンピュータウィルスの感染などから、コンピュータやネットワーク等を守り安全を確保すること。

●資源管理型漁業〔P96,97〕

漁業者が主体となり、魚種ごとの資源状態に応じた管理を行い、漁業経営の安定、発展を目指す漁業形態。

●自治基本条例〔P2,16,18,100,101〕

住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定める条例。

●社会資本ストック〔P7〕

毎年の公共投資によって形成されてきた公共財産（道路、下水道、公園など）のこと。

●循環型社会〔P44,45〕

廃棄物等の発生抑制とその循環利用が適正に行われることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られる社会。

●白老町まち・ひと・しごと創生総合戦略〔P4〕

本町の人口の現状と将来の展望を提示する「人口ビジョン」と、今後5年間のまち・ひと・しごとの創生に向けた目標や施策の基本的方向等を示す「総合戦略」で構成される計画。

●スポーツツーリズム〔P78,79〕

スポーツ観戦と周辺観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る取り組み。

●生活支援コーディネーター〔P66〕

地域支え合い推進員と呼ばれ、地域において生活支援や介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

●成年後見制度〔P67〕

病気や事故などにより判断能力が不十分になった人のために、家庭裁判所が援助者（第三者）を選び、本人を保護する制度のこと。

夕行

●第4次産業革命（技術）〔P6〕

水力や蒸気機関による工場の機械化（第1次産業革命）、電力を用いた大量生産（第2次産業革命）、電子工学や情報技

術を用いたオートメーション化（第3次産業革命）に続く、IoT、ビッグデータ、AIなどの技術革新のこと。

●多文化共生〔P7,8,18,80〕

文化的背景が異なるあらゆる人たちが、自身と異なった価値観を認め合い、互いに受け入れることで、すべての町民がいきいきと暮らすことができる「多様性」と「包摂性」を兼ね備えた地域社会のこと。

●男女共同参画〔P7,82,83〕

男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮して協力しあうこと。

●地域共生社会〔P7,64,69〕

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

●地域包括ケアシステム〔P66〕

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供される仕組み。

●地方創生〔P2,4,6〕

少子高齢化の進行に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正し、将来にわたって活力ある地域社会の実現を目指すもの。

●データヘルス [P59,61]

医療保険者が、特定健康診査の結果やレセプト等のデータを活用し、分析した上で行う、加入者の健康状態に即した効果的・効率的な保健事業のこと。

●デマンドバス [P48,49]

電話予約など利用者のニーズに応じて、自宅等から町内の目的地まで乗り合いにより運行するバスのこと。

●ドア・ツー・ドア [P49]

ドアからドアへと直接アクセスできること。

●特殊詐欺 [P6,36]

不特定の方に対して、対面することなく、電話、はがき、FAX、メール等を使って行う詐欺のこと。

●特定健診 [P58]

特定健康診査のこと。40歳から74歳までを対象とした、メタボリックシンдро́ームに関する検査。

ナ行

●ニュースポーツ [P79]

誰でも、どこでも、いつでも、気軽に楽しめることを目的に、新しく考案・アレンジされたスポーツの総称。近代スポーツに代わる「新しいスポーツ」のこと。

●ノーマライゼーション [P7,68]

障害のある人も、ない人も同じように生活し、活動していくことが、本来の望ましい姿であるとする考え方。

ハ行

●不育 [P63]

流産、死産や新生児死亡（生後1週間以内の死亡）などを繰り返し、結果的に子どもを持つことができないこと。

●フレイル [P61]

年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり）が低下した状態。

●防災マスター会 [P38]

北海道地域防災マスターに登録されている方などで組織され、町内における防災活動の普及や地域のキーパーソンを育成するための団体。

●ほ場 [P95]

田、畠、果樹園等、農作物を栽培するための農地。

マ行

●マイクロプラスチック [P42]

微細なプラスチックごみ(5mm以下)のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

ラ行

●ローリング方式 [P3]

計画と現実のズレを防ぐため、毎年転がすように施策・事業の見直しや部分的な修正を行う手法。